

会 議 録

会議の名称	第46回小金井市公立保育園運営協議会次第	
事務局	子ども家庭部保育課	
開催日時	平成31年1月26日(土) 午後3時30分～7時00分	
開催場所	市役所第第二庁舎8階 801会議室	
出席者	五園連	宗片 匠 委員(くりのみ保育園) 大島 康宏 委員(わかたけ保育園) 佐藤 公美 委員(わかたけ保育園) 羽田ちひろ 委員(小金井保育園) 本間 義顕 委員(さくら保育園) 寺井小百合 委員(さくら保育園) 大越 郁子 委員(けやき保育園) 角田 真理 委員(けやき保育園)
	市	大澤 秀典 委員(子ども家庭部長) 高橋 弘樹 委員(子ども家庭部保育課長) 平岡 良一 委員(子ども家庭部保育政策担当課長) 前島 美和 委員(くりのみ保育園園長) 杉山 久子 委員(わかたけ保育園園長) 小方 久美 委員(小金井保育園園長) 柴田 桂子 委員(さくら保育園園長) 池田由美子 委員(けやき保育園園長)
欠席者	鈴木 丈士 委員(くりのみ保育園) 眞部 一義 委員(小金井保育園)	
傍聴の可否	(可) ・ 一部不可 ・ 不可	
傍聴者数	●●人	
会議次第	1 開会 2 議事 (1) 前回会議録の確認 (2) 小金井市保育計画策定委員会委員の推薦について (3) アンケートについて (4) 第Ⅲ期での協議内容について (5) 当面の課題について (6) その他	
発言内容・ 発言者名(主な 発言要旨)	別紙のとおり	
会議結果	1 開会 2 議事	

	<ul style="list-style-type: none"> (1) 前回会議録の確認 (2) 小金井市保育計画策定委員会委員の推薦について (3) アンケートについて (4) 第Ⅲ期での協議内容について (5) 当面の課題について (6) その他
提出資料	<ul style="list-style-type: none"> (1) 資料 2 1 3 平成 3 0 年度公立保育園の運営に関するアンケート調査集計（速報版） (2) 資料 2 1 4 今後の主な協議等スケジュール（案） (3) 資料 2 1 5 職員の配置状況 (4) 資料 2 1 6 小金井市保育計画策定概要 (5) 資料 2 1 7 公立保育園の民営化に関する資料
その他	なし

開 会

○大澤委員長 これより、小金井市公立保育園運営協議会の会議を開会いたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきますけれども、今回の議事につきましては、前回の会議録の確認を一番最初に。2番目といたしまして、小金井市保育計画策定委員会の推薦についてと（４）の第Ⅲ期での協議内容につきましては、二つ一括で協議をさせていただき、その後、アンケートについて、当面の課題について、その他という流れで進行をさせていただきたいと存じます。

初めに、議事の（１）、前回の会議録の確認を議題といたします。

前回の会議録について、委員の皆様には校正をお願いしましたが、提出期限まで事務局宛に訂正等の連絡はいただいておりませんので、前回の会議録につきましては、校正依頼した内容をもって確定させていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○角田委員 一点いいですか。

○大澤委員長 はい。

○角田委員 けやきの角田です。

ごめんなさい、これ文意にさわるものではないんですけど、21ページとかに、一部よくわからない下線があったんですが、これは何か意味があるんですか。

○大澤委員長 平岡委員。

○平岡委員 平岡です。

マーカーをしたものが残ってしまっております。ただ、このままで校正を上げておりますので、この文言でご支障がなければ、下線だけ取ってという形にしたいと思っておりますが、それで皆様よろしゅうございますでしょうか。

○大澤委員長 会議録のほうで、ちょっと下線が入っているものにつきましては、取り除いて確定をして、ホームページに上げさせていただくという形を考えてございます。

○平岡委員 平岡です。

今ご指摘いただいた下線の部分については、最終的に確認の上、下線だけ全て取る形で最終版とさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○大澤委員長　それでは、特段、会議録のほうの内容については、ご承認をいただいたと思いますので、ご承認させていただき、お渡しをしております会議録に下線が入っている部分につきましては、取り除いた形で決定をさせていただき、今後速やかにホームページのほうに公開をさせていただきたいと存じます。

それでは、議題の（１）は以上で終了させていただきまして、議事の２番目です。小金井市保育計画策定委員会の委員の推薦についてと、第Ⅲ期での協議内容についてを一括で議題とさせていただきたいと思います。

それでは、まず資料２１６の小金井市の保育計画の策定の概要の資料のほうをまず、ご説明をさせていただきたいと存じます。

○平岡委員　平岡です。私のほうでご説明をさせていただきます。

前回の会議のその他の議題のところ、少しお話をさせていただきましたが、資料の２１６をお開きください。１、目的というところにも記載がございますが、市ではこのたび保育を希望する家庭及びその子どもが等しく保育サービスを受けられ、子どもが健やかに成長できるよう、保育の質の維持・向上に関して市全体で共通し得る枠組みとして保育の質のガイドラインを検討するとともに、今後の保育施策として取り組むべき方向性を示すための保育計画を策定する運びとなったところでございます。この計画策定の進め方については、市議会からも決議をいただいたという状況もございます。

策定に当たっては、２の委員構成のとおり、市民の方や関係団体等の方から多様な意見を聴取して、検討を行うということで、委員会を設置することといたしますが、その委員に下線で引かせていただきましたとおり、公立保育園保護者の皆様にも委員としてお二人お願いしたいというふうに考えております。策定委員自体は、全員で１３名。会議については、３にございますとおり、３月から１２月までで計１４回程度の開催を考えてございます。

今回のこちらの議題として取り上げていただきましたのは、正式にこちらの推薦依頼について、ぜひお願いをいたしたく、議題として取り上げていただいたものであります。

なお、資料の２ページ目、３ページ目は、本委員会の設置要綱が添付してございますので、参考にごらんをいただきたいと思います。

資料の説明は以上です。よろしくお願いたします。

○大澤委員長　今、まず資料２１６の保育計画の策定の概要につきましてご説明をさせていただきました。（４）と一括というところで、またこれも含めてご質問を受ける予定ですけども、

まずこの216について事前に確認をしておきたい事項等がございましたら、ご意見をまず承っておきたいと思います。

また、一括全部説明が終わりましたら、これらも含めてご質疑は受ける予定ですので、まず、今の段階でのご説明で伺っておきたいことがありましたら、ご発言方よろしくお願ひします。

それでは、次に出している資料のほうのご説明という形にかえさせていただきたいと思います。

では次に、資料217の公立保育園の民営化に関する資料のほうを、まず、ご説明をさせていただきたいと思います。こちらのほうは、前回の会議の中で、資料要求等があったものにつきまして、まとめた形で資料としてお出しをさせていただいたものでございます。そのほかに、後ほど口頭で現状の要保護児童の支援と、アレルギーを持つ子どもとの関係につきましては、口頭で説明をさせていただき、今後、協議会としてどのようなスケジュールで考えているのかというふうな資料要求もございましたので、その後、また214の資料につきましてもご説明をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、先に資料217につきましてご説明をさせていただきます。ご説明の方よろしくお願ひいたします。

○平岡委員 では、平岡のほうで説明をさせていただきます。

前回、ご質問、ご要求いただきました項目の中で、比較検討した上で民営化の結論に至った考え方、子どもの立場での目線・視点、また保育内容、保育の質について。そして、公立保育園の無駄の有無等について資料のご要求等があったところであります。

それにつきまして、まずは今回この資料が当日配付になってしまったことについては、前回ご指摘いただいたにもかかわらず、大変申しわけなく思っております。こちらとしても、皆様の読み込む時間をきちんととれるように、今後も努力してまいりたいと思います。申しわけございませんでした。

では、資料の説明をさせていただきます。先ほどの3点の観点から、資料としてまとめさせていただいたものでございます。まず、市としましては、民営化の出発点でございますけれども、持続可能な市政運営という市役所全体にかかわることが出発点となっております。市役所全体として、限られた財源や人材の中で持続可能な市政運営を行っていかなければいけないというのが、まず前提条件となっております。こういった中で、将来的には人口の減少が見込まれることで収入が減っていく傾向にあることや、今、職

員の平均年齢が比較的低いことから、今後、人件費も上昇していくという傾向があるために、職員数をこれ以上ふやしていくというのは難しい状況にあるということ。そして、都心部を中心とした保育士不足によって、保育士の確保自体が難しいという保育自体の大きな課題も抱えているという状況があります。

一方、左下の(2)の保育自体が抱える課題については、この間も別の資料でご説明してきておりますが、待機児童という量の問題、保育の質という問題、それからニーズの多様化に対応する問題と、公立保育園自体に置かれている課題というものがございませす。これら両方について、先ほど申し上げた前提のところから限られた予算や人材で対応していく必要があるということが前提条件というふうに市の運営上なっているというところがございます。

下の(3)に進ませていただきまして、財源も職員もふやせない中でどうしていくのかというところについての検討を行わざるを得なかった状況がございます。これにつきまして、待機児童という量の問題については、保育所の開設によって対応する。保育の質については、既に現在、国や都の基準であるとか指導検査、第三者評価などのさまざまな仕組みもございませす、このたび保育の質のガイドラインの策定というのを市としても行っていくことによって、保育の質の維持向上を図っていくという考え方を持つこととなりました。そして、3点目の保育ニーズの多様化につきましては、保育以外にも子ども子育て支援制度全体での対応していくことのような内容もございませすし、この中で公立保育園として求められているもの、公立保育園としてのサービスの拡充、こういったものを行っていくということになるかなと思っております。

1枚おめくりください。今申し上げたことに対して、若干具体的な説明を付したものでございませす。待機児童につきましては、公立民間と運営主体、大きく二つに分かれるところはございませす、国や都の補助や負担の対象に公立保育園はなっておりませすので、予算の増加を抑えるという趣旨から、民間保育所の開設を基本として行っていくというのが、待機児童対策の中心となるものでございませす。

保育の質の部分につきましては、先ほどご説明したとおりの内容となります。保育の質のガイドラインの策定を今後行っていくということは、今回、今までの考え方の中からさらにプラスをさせていただいたものでございませす。

3点目の保育ニーズの多様化につきましては、先ほどのご説明のとおりでございませす、下の●の二つですけれども、公立が果たすべき役割や、ニーズに応えるために必要

な人材の確保というのが、市の職員自体をふやすというのが難しいという状況がございますので、今いる職員を集約して対応していくという考え方を持ったというのが一つあります。その際に、待機児童の課題の関係から保育園の数自体を減らすという考え方ではなく、民営化することで保育園自体の数は維持していくというような形との両方の考え方から至ったという考え方がございます。

そして、今いるお子さんについての関係のところでございますが、公立保育園における課題というものが別でございます。これは皆様、当然ご承知のとおり、まず施設の老朽化という部分が大きくかかわってまいります。

それからもう一つ、公立保育園に無駄があるのかというご質問を前回いただいていたところですが、私どもとしても運営している中で気がつかない部分はあるかもしれませんが、無駄があるという考え方で行ってはおりません。しかしながら、やはり運営していく中で不利な面というのが制度上起きております。先ほど来申し上げているとおり、運営費については、基本的には市役所だけで行っていかなければいけないということが、最も不利な要素となっております。

3ページの頭の上に、冒頭に書いてありますとおり、国の三位一体改革というのが10年以上前にありまして、このときからこのような状態に、小金井ではなくて他市でも同じような状況に陥っているというところが続いております。このように、やはりお金や人の確保というのが、今後ふやしていくことが難しい状況で、こういった不利な要素を持っている公立保育園の維持というのが難しくなっているというのが実情であります。5園を維持するためには、逆に園の縮小というような考え方もしなければいけないというようなことになってまいります。

こういった場合に、今、公立に通っているお子さんにとっては、やはり引き続き通っていただくということが最良であるというのは、私どもも考えておりますが、それが維持できなくなるというようなことになった場合に、やはりその影響は大きいというふうに思っております。この場合に、通うお子さんたちに対して、どのような考慮、配慮ができるかということを保育を所管する私たちとしては、まず考えなければいけないという立場に立ったところであります。

それにおいては、やはり優良な事業者を選ぶために必要な基準、条件、きちんとしたものを整備していくということ。それから、皆様にも評価をいただいている、これまで培った公立保育園のよさを引き継いでいくということで、引き継がれたことによって変

化を最小限にとどめるというようなことも重要であり、また公立保育園のよさを引き継いでいくということの意義もあるというふうに考えております。

そして、今回追加をされたところではありますが、市全体の保育の質についてもご心配をいただいている部分もございますし、やはり常に維持向上を目指していくべき趣旨のものでございますので、これについては、その質の維持の向上のためにガイドラインを策定していくというような考え方も加えて、今回、示させていただきました。

以降については、過去にガイドラインのたたき台という名称で示させていただいた市として現状想定している考慮や配慮の例でございます。4ページまでかかっておりますけれども、これを本市としてさらにつくり込んでいながら、実際このお話として進めていける状況であれば、ご意見も頂戴しながら、よりきちんとしたものをつくり上げていくことで、優良な事業者を選んでいくような形にしていきたいというふうに思っております。

なお、3ページ目の1の※印のところがございますが、現在公立保育園の保育の内容についてまとめているところでございます。こちらにつきましては、次回3月の運協に今の公立の保育内容ということで、資料としてお示しして報告したいというふうに考えております。こちらが、事業者を引き継いでいく内容のベースになるというふうに考えているところでございます。

ちょっと長くなって恐縮だったんですが、この資料の説明は以上です。

○大澤委員長 続けて、関連がありますので、資料のほうの説明をさせていただきたいと思います。このほかに前回の中で、まず、要保護支援児童を持つお子さん等の関係で資料要求がございました。こちらのほうにつきましては、具体的に数字が述べられませんので、状況だけ口頭で私のほうからご説明等させていただきたいというふうに思っております。

本市におきましては、例えば児童虐待であったりとか、さまざまな事情により、養育困難な状況にある児童の養護相談や、健康管理に関します健康相談。また、障害相談や、これはちょっと上になりますけども家出などの非行相談。不登校やしつけなどの育成に関する相談など、支援が必要なお子さんというのはかなりおられます。そういったところの対応につきましては、子ども家庭支援センターを調整機関として適切な保護、支援に努めており、見守りの支援の一つとして保育園のほうも関係機関となる場合もございます。

こういった状況の中で、平成29年度の、先ほども申した要保護児童のうち、0歳か

ら6歳までの未就学児でございますけれども、何回も相談に来るケースがございますので、延べ人数になりますけれども、112件ございました。それで、これの進行も随時行っておるところではございますが、日に日に変わっておる状況でございます。そういった関係で、保育園であったりとか幼稚園であったりとか障害児の通所施設であったりとか、さまざまところで、こういった要支援の児童さんはいらっしゃるところで、ちょっと具体的に個々に、どこの園にどこということだけはすみません、全体で公表していないものですので、総体的にその旨の相談件数があるということだけでご理解をいただきたいというふうに思います。

続きまして、アレルギーの関係につきましては、高橋委員のほうからご説明いたします。

○高橋委員 アレルギーにつきましても、こちらも状況についてということでご説明をさせていただきたいと思います。

保育所保育指針に基づきまして、疾病等への対応というところで、アレルギー疾患を有するお子様の保育につきましては、保護者と連携し、医師の判断及び指示に基づき適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して関係機関と連携して、当該保育所の体制、構築など安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ることということで、保育所、保育指針に定められておりました、そちらに基づいた対応を行っているところでございます。

また、食物アレルギー対応マニュアル、保育園等における食物アレルギー対策といった冊子等もつくっております、そちらに基づきまして日々のアレルギーを持つお子様について対応をさせていただいております。

人数につきましては、毎年人数が変わるところもございまして、年度途中においても変わっていくということもございまして、何人ということには、なかなかお話つていうことはできないというところもございまして、現在アレルギーのお子様に対する対応というのは、今のような説明のようなことで対応をさせていただいております。

以上でございます。

○大澤委員長 それとあと、最後にもう一つ、今後、運協で何を議論すべきかと、あとその到達点も含めて、どのような期間で、どのぐらいまでに何をしていくのかというご質問等をいただきましたので、それにつきましては、資料214の今後の主な協議等のスケジュール

(案) という形で、資料214差しかえというような形になりますけども、こちらのほうの資料をご用意させていただいておりますので、平岡委員のほうからご説明をしていただきたいと思います。

○平岡委員　では、平岡のほうで説明をさせていただきます。資料の説明が多岐にわたりますのでご迷惑をおかけしますが、よろしく願いいたします。

現在、これまで第Ⅲ期での協議内容についてということで、資料でご協議をいただいたところがございますが、主に今動いているものとして、まず一つがアンケートがございます。これについては、この後のアンケートの議題の中で改めて取り上げていただくというような形で、アンケートのスケジュールに関する考え方の説明は、一旦割愛をさせていただきます。

その他のところをごらんください。第Ⅲ期での協議の内容について、いわゆるこのスケジュールの資料も含めてでございますが、こちらについて最終確定をしている状況ではございませんので、これを次回の3月までに資料などから共有を図って確定していければというふうに考えております。また、今の議題の最初にご説明をしました委員の推薦についてを今回議題として取り上げていただいたという状況でございます。

次の3月の会議におきましては、先ほどご説明しました公立保育園の保育内容について、ご報告をさせていただきたいというふうに思っております。こちらについては、やや見づらいですけれども、運協の所掌でございます柱の一つの、保育サービスの現状確認及び評価、こちらに一部合致する案件というふうに考えております。

また、民営化の部分については、現在、議題にするかどうかについての部分において、ご検討いただく上でのご説明という段階ではございますが、民営化のガイドライン等にも当然深くかかわってくる内容のものであるということで、相互に矢印を引かせていただいているところでございます。

なお、先ほど民営化のご説明もさせていただきましたので、市として運協と民営化の関係性ということでのスケジュールを横に入れさせていただいております。状況としてこのまま進んでいけるという状況があるのであれば、民営化のガイドラインから始めまして、募集要項、選定基準について運営協議会をもって皆様からのご意見をいただきながら、まとめて上げていきたいと。それを、Ⅲ期終了までにこの3点についてまとめて上げていきたいというのが、市のほうで考えているスケジュールということになります。

説明は以上です。

○大澤委員長 以上が前回の第46回の協議会の中で出されたご質問等も踏まえて用意をさせていただいたところでございます。休憩します。

休 憩

○大澤委員長 すみません、休憩を今いただいておりますので、開会をしたいと思います。
ただいま、こちらのほうで口頭とあわせまして資料のご説明をさせていただきました。先ほど申したように（2）、それと（4）につきまして、一括の議題とさせていただいております。資料等も踏まえまして、ご質問、ご意見等を承りたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

角田委員。

○角田委員 けやきの角田です。

今のご説明の中で、今後の主な協議等のスケジュール（案）で民営化の部分について、民営化のガイドラインを説明、協議してまとめていきたいというものが、まさかことしの5月からそういうふうにしていきたいというふうに来ると思わなかったので、かなり驚いてはいるんですけども。今のご説明の中では、このまま進んでいける状況があるなら、このスケジュールのように進めていきたいというお話ではあったんですけども、市のほうとして現状このスケジュールに沿って進めていけるような状況であるというふうに思われているのでしょうか。

○大澤委員長 はい。

○平岡委員 平岡です。

現状、入っていけるという部分で思っているわけではございません。ただ、やはり入っていくと、進んでいけるとすれば、それぞれにそれなりの時間をとっていきたいという気持ちもございますので、その中で今の時点で入れさせていただいたものという考え方でおります。

○角田委員 ありがとうございます。けやきの角田です。

じゃあこれは、市側としてあくまで理想のような形であるということですか。

○平岡委員 平岡です。

はい、理想であり、かつ、たたき台というふうに思っておりますので。

○本間委員長 今回の角田委員のとちょっと関連するんですけど、私がこのスケジュールと、あと、この保育計画の策定概要と今回この委員を選出してくださるという話、セットでやりましょうって話をさせていただいたもとの趣旨なんですけど、やっぱりこのスケジュー

ルをどうするのかって、この運営協議会でどういう話をしていくのかっていうのと、それからじゃあ保育の計画を立てていきたいと思いますという話って、なかなか切り離せない話だと思っているんで、一緒にやりましょうって話をさせていただいたんですけども。もともと前回の、あるいは前々回の運営協議会等もそうですし、あるいはこの運営協議会の前の部長との話の中でも、何回も私のほうから話をさせていただいていたと思うんですけども、もともと、もう一般の保護者から見ると、この保育の計画の策定をするっていうのと、民営化の細かなガイドライン等を策定するっていうのを並行して進める、協議に入ること自体が考え方として理解ができないと。まずは、保育の計画ありきであって、それでどうしても民営化をするんだろうなっていう話をまずじゃあ運営協議会でして、それでじゃあ民営化をしましょうってなったら、細かい各論に入っていくものだっていうのが一般の保護者の意見だと思っています。

なので、例えたたき台だとしても、このスケジュールで民営化の細かなガイドラインの策定と保育計画の検討・策定が並行して走るだけではなくて、これを見ると、保育の計画・策定パブコメってところが、来年の1月というところになっていて、そのときには、もう民営化のガイドラインとかはほぼでき上がっていますっていうスケジュールなので、協議に並行して入るどころか、先に策定しますというようなスケジュールなので、これはかなりもう一般の保護者とは大きく意識が乖離していると思っています。

なので、例えたたき台だとしてもこれを出してきている時点で、保護者から見ると我々の意見を全く今まで聞いていなかったとか、取り入れる気はないんだなというふうな印象しか受けないっていうのが、私の個人的な意見です。

なので、まず今、せつかく議題に挙げていただいているし、きょうこうやって皆さんお集まりいただいているので、質疑等はさせていただきたいというふうには思っているんですけども、そもそもの大前提として一般の保護者としては相当認識の乖離があるっていうところをご認識いただいたほうがいいのかなっていうふうに思います。その上ですみません、質疑等があればお願いします。

○大澤委員長 大越委員。

○大越委員 けやきの大越です。

皆さんから出ているように、保育計画策定委員会ですね、これはすごい必要なことだと思うんです。今、民間園がどんどんふえていく中で、やっぱりビルの中に入っている

園とか、けやきの保護者にもそういう保育士さんがいまして、どうやってビルから避難するかとか、はしごを使って子どもたちをどうおろすのかとか、そういう話も実際に声として聞かれていますので、小金井市全体の保育の質を上げるためには必要なことだと認識はしています。

ただ、このスケジュールを見ると、保育計画のところ、右側のところが最後、2020年3月の時点で調整・整合されて、民営化のところには矢印が出ているので、それと保育計画と民営化が、さっき本間さんもおっしゃっていたんですけど、同時並行というか、むしろそのためにつくられているのであれば、ちょっとそこは理解しかねるんですけども、そこはどうなんでしょうか。

○平岡委員 平岡です。

先ほど、冒頭、大きな乖離があるというようなお話の前提の中でのご質問になっているところではありますが、私どもとしてこれまでご説明をしてきたところを改めて申し上げさせていただくと、民営化のガイドラインについては公立保育園の保育を引き継いでいくことというのが一番のメインであるというふうに考えておりますので、公立保育園の保育をまとめ、それを引き継ぐためにどうするかというような部分のつくり込みが、まずはガイドラインであると思っておりますので、保育計画という小金井市の保育全体の質を上げていく、方向性を示していくという部分もありつつですけども、ガイドラインの作業について全くこちらとしてとまるということはないというふうに考えているという考えに変わりはありません。

そういった中で、今回このタイミングの表のつくり方として、民営化のガイドラインのまとめのこのタイミング、それから募集要項、選定基準のまとめというこの場所のタイミング自体が、そもそもどうかというようなお話もあるのかと思いますが、そこについては、でき上がった保育計画の部分をもって、最終調整を3月の部分で諮るということになりますし、これについてはあくまでもⅢ期のスケジュールということ意識してつくっておりますので、2020年の4月以降の予定をどう組み合わせていくかというのは、今後の皆様との協議であったり、私たちの中の検討状況であったり、今後の進捗であったりというふうに考えております。

ちょっとお答えになっていないかもしれませんが、以上です。

○大越委員 ありがとうございます。その保育計画の検討・策定が2019年の3月から2019年の12月かな、となっていて、民営化のほうでは、事業者募集要項と選定基準が、

保育計画が策定し終わっていない中で、その話をここでするという、事業者選定の話を、保育計画がまとまっていない段階で、ここでそういう話をしていけないといけないということなんですか。

○平岡委員 平岡です。

こちらのスケジュールで申し上げると、並行して進める、そういうスケジュールになっているというところです。

○大越委員 けやきの大越です。

そうすると、どの基準で、この話をここの場で進めていくような形を考えられていますか。

○平岡委員 平岡です。

ですので、現在の公立保育園の保育をきちっと引き継いでいただく、現在の公立保育園の保育の状況に合致する基準というようなものを定めていく。それについて、保育の計画の部分ではなくて、例えば、その事業者さんとの計画であったり、移行の方法であったり、そういった部分も含めて定めていくことになりますので、これについては今の公立の保育自体を把握して、それについて移行する事務手続、そういった部分について決めていく部分も当然ございますので、保育計画が定まらないことによって、この部分でできないというものばかりではないというふうには思っておりますので、保育計画が定まったことによって調整が必要となる部分については、最終調整のところにかけていくということになるかなと思っておりますが、全く一つもこちらとして議論するための考え方を示すできないというものではないというふうに思っております。

○大澤委員長 まず、この第Ⅲ期の中で、協議内容というところが当初から議論させていただいて、まだ、まとまっていないというところはあるかなと思っております。当然まだ民営化に関しても、ここで協議をするかどうかというところまで至っていないというような状況の中で、市として、すみません、前回、資料としてお出しをさせていただいて説明をさせていただいていると。ですから、きょうも議題として上がっています。

きょうのまた時点で、その協議内容が調わないと、また当然3月も同じになります。3月として今、公立の保育園の保育内容というのは報告をさせていただき予定として、議題として上がっております。それが、また3月に協議が調わないようであれば、わかりやすく言えばまた5月もというふうな形にスケジュール的には、まずなっていくのかなと思っておりますけども。

前回の協議会の中で、どういうふうな形をやっていきたいのか。この月にはこういうもの、この月にはこういうもの。そして、そのうちの何を決めていったらいいのかというのも資料で出していただきたいというところをいただいたものですので、まず私どもとしてこのような、協議内容としてはまだ固まっていない部分も協議でつくっていかねばいけません。当然、そこは協議が調った部分、それはこちら側のほうのアンケートもしかり、さまざまな問題もあるかと思っています。民営化の部分も一つしかり、そこはまだ調っているわけではないというところで、そこは調うんだという前提というんでしょうかね、ですからそこが、極端な話、ずっとそこが第Ⅲ期の協議内容がずっときて、極端な話です。年度末はそれが報告書としてまとまってしまうっていうようなことも、すみません、今後の協議内容っていう、要は今後も説明をしていく、そこがこの協議会の中で調う、調わない、我々としてはここでは協議をしていただきたいというような形をお願いをしているところが、まだそこは十分に調っていないというようなところで、先ほど一番最初に申したように、そういう状況であるというような形でお答えをしているというふうなところで。今はまだ、その第Ⅲ期の協議内容として、我々として今までいただいていた、また前回いただいたご質問に関してご説明をさせていただいているという状況です。

ですから、何もなければ、ずっとここに第Ⅲ期の協議内容がずらっと、それがどこまで続くのかっていうような形になります。ある一定時期に、こちらとしては次3月にこの協議内容をまとめていきたいというところで表示をさせていただいたという案です。

○角田委員 けやきの角田です。

今、大越委員であるとか本間委員が述べた内容っていうのは、一つはその運営協議会での協議の状況から見て、このスケジュールの中に民営化を進めていくっていうのが、この短い期間の中でいきなり飛躍し過ぎている。それはもう保護者の感情としては、ちょっと余りにも軽視され過ぎているんじゃないかなっていうふうに思ってしまうものであるっていうのは一つあると思うんですけど。

そもそもきょう出していただいた資料を見る中で、民営化っていうことと保育計画っていう二つのことについて、これが両列に並んでいることがおかしいっていうのは、それとは別の視点であると思うんですね。ちょっと、まあ見れば見るほど、テーマによって市の中の時間の感覚が都合のいいようにずれていくので、本当によくわからなくなってしまうんですけど。

例えば、民営化の説明をされるときに、市はその一番重要な理由の骨子として、保育の課題というふうにされていたと思うんですけど、一方で保育計画のほうを見ると、審議工程のイメージの中に、小金井市の保育の現状と課題分析というふうにあるように、これから課題を分析していくというふうにまた戻っているんですよ。でも、一方では、民営化はそれを理由にやるんだと、やりたいんだっていうふうに出されていること自体がまずおかしいですよ。

そんなふうに時間軸がずれていること自体が、まずおかしいと思っていて、そもそも我々が長きにわたって求めてきたのが、そのままにこの保育計画。今後、市がどのような保育を目指していくのかっていうものがあるって、そこで初めてどんな課題があるのかっていうものが抽出されて、じゃあそれを達成していくために何が必要なのかっていう方策が出てきて、じゃあその方策の中で一番ふさわしいものはどれなのかっていう結論が出るのが通常の課題解決の流れなわけで。その課題解決の方法もいろいろあるでしょうし、それ以前に課題も出そろっていない中で、なぜ民営化っていう結論だけが先出しされて、これから検討していく課題すらまだわからないから、保育計画の委員会の中で検討されていくはずなのに、何でそこだけ課題があるのを決定しているから民営化なんだっていうことが出てきちゃうのかっていうのが、すごくおかしいんですよ。今でも誰が見てもおかしいことだと思うんですけど。

その点については、いかがお考えなんですか。

○平岡委員 平岡です。

お答えがしにくい部分もあるんですが、角田委員おっしゃるように、確かに全て順序立ててできていくのがベストであるということは、こちらとしても理解ができるところではあります。特に今回課題の最も喫緊であったのは、やはり待機児童であったというところがあります。これについては、ほかのさまざまな課題とともに検討して、並行してつくり上げていくという状況が、大変申しわけないんですが小金井の場合は、そういう状況に至らなかったというところがございました。その部分で、待機児童の解消をまず先行したというのは、小金井以外のところでもあった自治体はあったとおります。それを行っていくためには、やはり行政ですので、人とお金の部分について全く考えないわけにはいかないというところがありまして、どうしてもまず、そのところを先行したというところがありました。

一方で、皆様にもご協力をいただいた保育検討協議会の中で、さまざまな課題の抽出

も行われたところでございますが、前回の会議でもご指摘いただいたとおり、私どものほうで行った課題の抽出の部分についてのご指摘もいただいているという状況があります。

また、そういった中で、公民のことについては繰り返しませんけれども、やはり保育園の数がふえていくということに対して、どうやって保育をよくしていくのかということを考えていく必要性が高まってくるのは当然のことですので、それについてはおくれればながら本市としても、皆様から以前からご指摘をいただいていた保育計画について、ガイドラインとともにつくっていくという市長の判断が9月にあったというような状況でございます。

ですので、それをつくるに当たって、我々が今考えている課題だけで十分であるということからスタートするような計画ではないということから、改めて課題の抽出から入っていくというような状況もございますけれども、もう既に課題があつて、それに直面して進めていかなければいけない、並行している課題があるという状況もありますので、その時点での待機児童の解消がまず中心であったときの考え方の中であったのが、この民営化も一つの手段というような状況でありました。

また、民営化につきましては、それ以前の市の全体の考え方の中で既に、当時は委託でしたけれども、市全体のサービス向上をしていく中での行財政改革の中での一つの大きな考え方として掲げられてきたものであります。これについては、もう既に20年以上前から検討材料として上がってきていたものであったということもあつて、それぞれ状況によってさまざま時間軸がずれている状況ではあります。私たちとしては、そのときそのときで最良のものを選択できるのであれば選択して、行っていくしかないというところはございますし、それをやることによって、ほかのものを全てとめて、そこまで待つというような状況でもないものもございますので。それが今、三つ並べた中でそごがあるというご指摘もあるかもしれませんが、私たちとしてはそれぞれの中で、やはり対応するべきものは対応していきたいということで、そういうような形になっております。

○角田委員 けやきの角田です。

ありがとうございます。今述べられたことというのは、要するに小金井市の保育の現状と課題分析については、以前に開かれた保育検討協議会でもさまざまな課題が抽出されてきたけれども、それは不十分であったというふうに市は思っている部分があるんで

すよね。だから、もう一回保育計画の委員会で行うと。それとは別に待機児童という課題については、喫緊の課題だったから、これまで先行して取り組んできた。だから民営化をするっていうのが一つ、おっしゃっていましたよね。

あと、もう一つ民営化をする理由としては、前からそういう意思を市が持っていたからだっというご説明だったんですよ、今おっしゃっていたことって。そうなってくると、民営化をする理由についても毎回おっしゃっていることが変わるんですよね。きょうに関しては、待機児童の課題に取り組む中でどうしても必要になったんだっということを強く推していらっしゃいます。それは前回からそうで、前回急に、今後5園が維持できなくなる可能性があるから、待機児童をふやさないためには民営化をするしかないんだっという新しい考えを出されてきたんですけど、そうなってくると何が本当の理由なのかわからないし、その都度、思いついたことを述べられているようにしか思えないんですよ。

きょうも民営化に関する資料が出てきてはいるんですけど、当日これを配付されて意見を言ってくれっというのも物すごく乱暴な話だと思いますし、大体これ、いろいろ書いてありますけど、何の裏づけもないじゃないですか。その中で本当に保護者の理解を得て進めたいと思われているのか、非常に疑問に思えてくる状況ですよ。

今おっしゃっていた、その待機児童対策を行ってきた中で民営化せざるを得ないみたいな話は、この資料217とも何かずれていますし、本当に保護者としては混乱するばかりで、一体どうしたものかと思っているんですけど。これは意見なんです。

○大澤委員長 ほかにございますでしょうか。

大島委員。

○大島委員 大島です。

民営化する理由としての資料は217にありますけど、この中に今後公立保育園を維持していくことが困難となっているというのは明記されております。ここにつきまして、今の公立保育園はもう持続が不可能ですと。それを今、公立保育園では課題もあります。ただ、私たち保護者としては課題はありますけれど満足していますという現状があります。それを維持することもできませんっというの、市としても説明として書いてあるんですけど、果たしてそれほどまで議論されて、どうしてその結論になったかっということが、私たちが一番知りたいことなんですけど、それにつきまして何か情報はないんでしょうか。

これは、課題としては書いてありますけども、217には。ただ、その課題を検討した結果、どうしてそういう結論に、維持ができないとなったかっていうことについて、これは説明されていないと私は思っています、そこが一番知りたいと思っています。

○平岡委員 平岡です。

多分、角田委員のおっしゃった部分と通じるところで、根拠的なものが言葉で書いてあるだけというご趣旨でしょうか。こちらとしても、施設の老朽化に対する問題でありますとか、職員の確保の部分でありますとか、市全体の予算、考え方などからそういうような結論になったというような説明をさせていただいているんですけども、その部分についての細かい説明部分が不足しているというようなご趣旨でよろしいですか。

○大島委員 はい、そのとおりです。その結論に対して根拠となる資料は例えばこれですとか、分析結果はこれですとか、それをそのまま結論だけ言われているっていうのが今現状と思っています。その議論されたという資料があれば、それを出していただきたい。

○平岡委員 わかりました。では今、お話があったものについては、こちらとして整理をして、準備をさせていただきたいと思います。

○大澤委員長 今、217ページの公立保育園の課題というところに幾つか挙げさせていただいているところの、活字じゃなくて数字的なものを含めた根拠というところで、こういう資料のご要望があったというような形で、きょう整理をさせていただくことでよろしいですか。

○大島委員 そうですね、結論に至るための客観的かつ根拠を示す資料であれば、そもそも活字か、それが具体的な数字であったり、または分析結果がありました。ただ、市として判断したというのが絶対あるはずですよ。その判断に至ったという根拠を示していただければ、はい。それを確認したいと思っています。

○大澤委員長 ほかにございますでしょうか。

宗片委員。

○宗片委員 くりのみ宗片です。

今の市に関連するんですけど、先ほどの要支援の児童の数とかアレルギーの児童の数と違ってところで、保育園と連携していますと、要支援の話は。アレルギーに関しても動的に変動しているので、一概には言えませんとあって話で、もともと何か多様なニーズへの対応ってところで、障害児保育を拡大しましょうとか、アレルギー児童にも対応

していきましようって話を、それは民営化しないとできませんよと言っているのに、何かその数があやふやなままでその話ができるんですか。対応を拡大できるんですよとなぜ言えるのかが、ちょっとよくわからなくて。

人数はきちんと把握された上で、これを拡大するためには、民営化しないといけないんですよって何か根拠が出てくるのかと思ったんですけど。何か要支援に関しては、特にその子ども家庭支援センターと保育園で何か連携していますよというだけで、今の5園で何人ぐらい要支援が必要なお子さんがいてとか、アレルギー対応が必要なお子さんがいて、その5園を3園にしたときに、じゃあどうやったらそこも今までよりも拡大できるようになるのかって言うところが、ちょっとよくわからなくて。

純粋に考えたら、5園でやっていたら、3園に減りましたって言ったなら、その民営化した2園の分って3園のほうに何かふやしていかないといけないとかあると思うんですけど、何かその辺の説明が全然ないまま、2園民営化すればそこが対応できるんですとか、拡大できるんですよって言う根拠がよくわからなくて。そこってどうなんですか。

○平岡委員 平岡です。

数字上のお話がお答えできなかった理由は、宗片委員がおっしゃっている部分とはちょっとまた別の理由でありまして、特に要保護家庭の方につきましては、やはり数というものをなかなか、さまざまな影響がございますので、なかなか数字的なものを申し上げにくいというところがあります。

私どもも、今回、民営化をすることによって、その部分を強化していきたいというのは、受け入れ態勢のマンパワーであるとか、マニュアルは既にありますけれども、そういう連携機能であるとか、そういう部分をマンパワーを強化することによって強めていきたいという考え方があります。

アレルギーにつきましては、先ほど高橋のほうからも読み上げのような形にはなってしまうんですが、基本的に保育指針の中で対応するような考え方は示されておりますので、公民問わず、アレルギーのお子さんに対しての対応というのは、今既に行われているのは事実ではあるんですけども、ただ、病気ですとか症状、それから種類などによって、対応がより複雑になってきますので、そういうところをまずは公立のほうでより力を入れてやっていくために、保育士だけではなくて園全体としてマンパワー、対応を強化していこうという取り組みとしてやっていくために、人を集約してやっていきたい

というような民営化の考え方の一つのメニューとして入ってきたという、そういう説明になります。

○宗片委員　　くりのみ宗片です。

そのマンパワーっていうときに、単純な人数で言ったら5園のときのほうが多いわけですね。人が確保できないから3園にするしかないっていう理由でしかないってことですか、そのマンパワーを集約するっていうのは、

○平岡委員　　平岡です。

説明がうまくなくて本当に申しわけないんですけども、対応することに対して、1人に対して1人で対応しているという、アレルギー対応はそういうわけではないので、対応するさまざまな種類であるとか工程のためには、当然、人が必要になってくる、工程の量もふえてくるといったときに、園の数に配置されている今の人数よりも、より強化をしていかないと園の数だけでは受け入れられる対応量に限界が出てしまうということがありますので、その人数を園で集約することによって一つの園の対応する人間をふやして行って対応していく、強化をしていくという、それで集約という考え方を持っております。

○宗片委員　　くりのみ宗片です。

現状だと、そこが不足しているという認識ですか。アレルギー対応とか障害児保育とか。

○平岡委員　　平岡です。

アレルギー対応については、最初に申し上げたとおり、さまざまな症状のお子さんがいらっしゃいますので、具体的にこのアレルギーですからお断りするですとか、そういうようなことはないということになります。当然、民間園でも対応を行っておりますので、その中で、それぞれの園の中で連携しながらやっているという状況でありますけども、やはり命に係る部分ではありますので、より安全な形でやっていくためには、体制として強化をしていくべきでもありますし、アレルギーのお子さんの上限を特に決めているわけではないですけども、これからふえていく傾向に、ふえていく可能性もございまして、そういった部分がふえてから対応できないということにならないように固めていきたいというのが、アレルギーの考え方です。

特別な配慮が必要なお子さんについては、今、公立の場合は1対1で基本対応しているという状況がありますので、その1対1対応のお子さんの受け入れ枠の人数をふや

していきたいというような考え方のところで、集約をかけていきたいというところがあります。ただ、その方々についてもさまざまなご本人の特性がありますので、全てのお子さんが1対1なのか、1対1でなくてもみんなで一緒にやっていけるのかとか、さまざまな状況がありますので、具体的な対象の方の人数の予測については、何人ふえとかいうような状況で立てているわけではございませんけれども、やはりお話があって、お申し込みがあって対応するような形で職員を充てていくことにはなるんですが、ここは逆に今保育士不足という状況があって、お願いしても保育士さんが集まらないという状況の中で、対応はみんなで連携をしながらやっつけていかなきゃいけないという課題があるというのがあります。

要保護家庭につきましては、先ほど申し上げた子ども家庭支援センターが調整役となるという制度になっていますので、ただ、やはりさまざまなサポートが必要なお子さんであったり、保護者の方であったりという状況がありますので、そういう部分について、より向き合ってやっていくために必要な部分というのは出てきますので、そういう部分について具体的に何人いらっしゃって、入れる入れないということではないんですけども、よりそういう方との信頼関係の構築であるとか、そういう方へのサポートについて、園としてやっていくための体制づくりとしては、やはり今の人数よりも体制強化をしていく必要性が出てきているというようなところですので、それぞれ目標が何人いてとか、何人発生していて、今、何人入れないからというような性質ものでは、その要保護の部分とアレルギーの部分ではないんですけども、やはりより安全で、よりよい対応をしていくためには、体制を強化していきたいと。そういうような趣旨でございます。すみません。

○宗片委員　　くりのみ宗片です。

何となくわかったんですけども、例えばくりのみだと、各クラスにやっぱり1対1対応が必要なお子さんがいらっしゃったりとかして、多分そういう方からすると心配なのは、じゃあ公立じゃなくなったときにそこが減るんじゃないかっていう心配が多分あると思っていて、そこがきちんと確保されるのかどうかっていうのが多分一番の心配事だと思うんですね。そこはちゃんと対応していただきたいというのが、要望です。

○平岡委員　　はい。

○宗片委員　　ちょっと話は変わって、保育士の確保が難しいからってところが何か課題としてあるんですけど、民営化したときに、今いるその公立の保育士の方が全員いなくなって、

また一から保育士を募集してやるっていうときに、なぜその保育士、今確保が難しいと言っているのに、民営化したらそれは大丈夫なんですっていう論理が、そこに多分あると思うんですけど、それはどういう根拠があるんですか。民営化したらみんな大体募集できているからって話なんです。ニュースとかを見ると、何か民営化したら保育士が集まらなくてみたいな話を結構見たりするので、その辺ってどういうふうに考えていますか。

○平岡委員 平岡です。

今、民間の園で勤められる保育士さんと公立の保育士とのいわゆる処遇、お給料ですか、待遇面なんですけれども、また待遇ということでお金の話にもなってしまうんですが、国や都のほうが、民間に勤めた場合のみ、お給料の上乗せであったり、そういうようなさまざまな待遇をアップするような制度を今導入しています。具体的に一番わかりやすいので言いますと、宿舎借り上げ事業といいまして、その園の会社が保育士さん向けにアパートを借りて住ませた場合に、その家賃をひと月最大8万円程度まで補助するという制度があります。

ただ、公務員の場合は、我々の中の給与の制度の中でありまして、国や都から公立の場合は対象外とされておりますので、そういったものはございませんので、そういうさまざまな待遇面で民間のほうが悲しいことながら、求人が出た場合に民間のほうが今、強いという状況が出ているというところがございます。

ですので、これだけ各所で保育園を新しくつくっているにもかかわらず、保育士がなかなか集まらないとは言いながらも、保育園の数が思うようにふえないというような状況になっていないのは、そういうところが大きいというふうに思っていますので、公立の中で、もともと公立のほうで職員をふやすのが難しいという前提条件は入っていますが、それに加えて今の待遇面で、国や都がいわゆる公立にとって不利な差をつけることによって、保育士の確保がより公立保育園は難しい状況になってしまっているというのが問題になっているというところです。

○大澤委員長 佐藤さん。

○佐藤委員 わかたけの佐藤です。

今、国からの補助のいろいろな部分が違うというふうにおっしゃられたんですけども、いま一つ挙げられた家賃借り上げも、どれぐらいの期間補助が出るという約束はされていない現状があります。

あと、今財政のことも発言がありましたけれども、市役所の職員や公立の職員の保育士の給料と一般の私立園の給与というのは、もともとベースがもう、ちょっと皆さんがどれくらい把握しているかわからないですけどかなり違う。そのベースも金額も違うっていうところで、多分、都が私立園に対してのいろんな保障とかが加わっているっていうのが現状なんですけど、それがいつまでという保障がないのが今の現状なので。市役所のほうの方たちがそうやって理由をもとにおっしゃられるかもしれないですけど、都からの補助がいつまで来るといふ私立園側としてもそういったものの憶測がないので、そこを対比にされて人材の確保の違いとか、人気があるとかいふのはちょっと違うのかなというふうに思います。いかがでしょうか。

○平岡委員 平岡です。

今ご指摘いただいている考え方も、私もそういう考え方もあるとは思っております。ただ、やはり区市町村においては国や都の補助というものがある、ないというのは、市を運営していく中で大きな差が出ております。やはり、補助の部分についても、例えば先ども公立保育園の運営費が出なくなって10年以上たちますというお話をしましたけれども、それについてもいつまでというような考え方は示されていないまま、気がつけばもう10年以上たってしまうという状況があります。

それから、おっしゃっているとおり、確かにもともとは公民格差是正という考え方が当然ありましたが、そこに加えて、今やはり民間は民間の柔軟性をもって職員を集められるというノウハウを持っています。例えて言えば、就職祝い金のような形で、自分のほうから例えば何十万という形でお金を積んで保育士さんを見つけてくるというようなことまで民間は今行っている状況がありますが、公立の場合なかなかそこまで柔軟な給料の設定の仕方というのは難しいという状況がありますので今現在、将来的に、長期的に見て考えてというようなお話かもしれませんが、今この厳しい状況が何年も続いている中で、待機児童と同じですけれども、今、目の前に迫っているこの格差とかギャップというものについて、私たちのほうで何とかするために考えていかなければいけないという状況があります。

そういった考え方の中で、今回市のほうとしては、こちらのほうの考え方をもって理由にしたというのもなんですけれども、こういう考え方をもって民営化のほうを進めていきたいという考え方に至ったというようなところでございます。

○佐藤委員 佐藤です。

今の話、わかるんですけども、今説明された話だけを聞いた何も知らない方は、私立のところは、民間のところはそうやって補助を受けていて、公立には出ていないって
いう確言的な言い方をされたので、そういう場所もあるけれどもそうでもない場所もあ
ってってところを皆さんに知っていただくために、ちょっと意見させていただきま
した。

なので、人材確保で今おっしゃられたそのお祝い金とか、あるところもあるかもしれ
ないし、ないところもあるかもしれないってその認識だけを皆さんにはお知らせした
いなというふうに思います。

○大澤委員長 ほかにございますでしょうか。

大越委員。

○大越委員 けやき大越です。

幾つかあるんですけど、市議会のほうで決議が可決されたってというふうに聞いたんで
すけど、その内容ってどういう内容だったか教えていただけますでしょうか。

○大澤委員長 すみません、じゃあ私のほうから。

保育ビジョン及び保育の質ガイドラインを最優先で策定することを求める決議という
ところがタイトルでございます。それで、決議の内容を読み上げさせていただくって形
でよろしいですか。

西岡市長は、市全体の保育ビジョン及び保育の質の維持向上のためのガイドラインを
策定することを求められているとして、保育計画策定委員会設置のための予算を計上し
た。これは議会も求めてきたところであり、これらの策定自体は一步前進と考える。

しかしながら、そもそも当初より、公立保育園運営協議会において、小金井市全体に
おける将来の保育ビジョン等を踏まえた上での協議が要望されていたにもかかわらず、
西岡市長が明確な方針を示すことも対応することもせず、3年を徒過した。その結果、
公立保育園の民営化のガイドライン策定等を同時並行で行うという現状を招き、混乱を
増大させている。市は保護者と覚書を交わしているが、協議を進める環境が整っておら
ず、真に必要な協議をしていこうという姿勢は皆無である。保育のビジョン、質の維持
向上のためのガイドライン等必要な資料が市側から示されていない中で、民営化スケ
ジュールありきで進められているため、保護者から不信感が高まっているのは当然である。

こうした必要なプロセスが省略され、並行して民営化のガイドラインを公立保育園運
営協議会と協議し、作成するのは本末転倒と言わざるを得ない。根拠のない2年延伸を

公表し、スケジュール優先であるばかりか、保護者のみならず保育現場を含めた職員及び議会を混乱させている責任は重大である。

よって、小金井市議会は、市長に対し、以下の事項を求めるものである。

- 1 保育の質のガイドライン等の保育計画について最優先で策定すること。
- 2 公立保育園運営協議会においては、公立保育園の保護者からの要望に対応し、信頼関係を大切にしつつ、真摯な姿勢で継続的かつ十分な協議を行うこと。

以上、決議する。

という内容が、決議として可決されているという状況でございます。

○大越委員 ありがとうございます。けやき大越です。

それを受けて、小金井市としてはどういう考えなのでしょうか。

○大澤委員長 じゃあ私のほうからです。

決議というところで法的な拘束力はないというところはございますけども、やはり大多数の議員さんの意識というところは、重く受けとめたいというふうな形で私としては受けとめております。

まず、項目でございました、まず1の保育の質のガイドライン等の保育計画というところにつきましては、先ほどの公立の保育園の保護者のほうにも委員として出ていただきたいというふうな形でお願いをさせているところで状況でございます。

現状、今私どもとしては、委員の選出というのですか、お願いというような状況をしておるところであり、学識経験者であったり、民間の園長のほうにもお願いをしておるところでございます。

それと、関係機関のほうもお願いをしまして、あと公立以外に通われている利用者の皆様方、あとは保護者とか関係なく市民の皆様方におかれましては、今公募のほうの募集を行っており、そちらのほうの事務は進めております。

それとあわせて、今回、委託事業者さんをお願いしておりますので、そちらのほうの委託の選定の事務を今進めており、ちょっと今日の時点で、例えば今何名がどうかというところは、なかなか申し上げられないところではございますが、そちらのほうの選定事業を今進めており、まだ第1回目の、日程決まっておりますけど、3月に進められるようということで、まず予算が可決されている状況でございますので、そちらのほうまず1点目は進めさせていただいているというところは、まず、ご報告させていただきたいと思います。

それと2点目です。公立保育園運営協議会というところで、私どもとしては、まず民営化のほうの関係の議論につきましては、この運営協議会の場で説明をして、こちらのほうで協議をしていきたいというような形の考え方は変わりございません。それに当たりまして、繰り返しの形になりますが、第Ⅲ期の協議の内容というところで民営化のほうも議論させていただきたいというところで、示させていただいている。

ですが、ただ現状今日も含めて、今ご説明等をさせていただいており、本日につきましても現時点で、先ほど大島委員のほうから根拠となるものの資料を出していただきたいというふうな形で資料要求が出てございますので、次回の3月のこれに向けての協議というふうな形で現時点では思っているというふうに思っておりますので、すみません、まずそういう形でご答弁させていただきます。

○大越委員 ありがとうございます。私たちとしても1番のほう、保育計画策定委員会選出のときは、丁寧にこの運営協議委員会のメンバーと、あと会長も含めて今議論している最中ですので、結構、真摯にというか、こちら側としてもしっかり検討していきたいなどは思っています。

2番のほうなんですけれども、これスケジュールありきで本当に進んでいる案だなというふうに感じておまして、このスケジュール自体はきょう初めて出たものですよ、議会とかに通さずに、こちらに出ているという認識でよろしいでしょうか。

○平岡委員 平岡です。

こちらの資料につきましては、進めていく上でのスケジュールということでのお話もございましたので、今回のこの会議に出させていただくのが初めてで、民営化の部分についてですけれども、ほかで示した、ここまで細かいものを示したところはございません。

○大越委員 ありがとうございます。

○大澤委員長 前回の資料で、年度でこういうことをやりたいというところはお出しをさせていただいていたかなと思っています。今回は、先ほど申したとおりに第Ⅲ期協議をするに当たって、我々としてこういうふうなイメージをもって、先ほど申したように、もしそこがなかなかうまくいかなければ、ずっと第Ⅲ期の協議内容という形になるわけですので。仮に細かい、これの何について協議してこうと個別のものはなかなか出しづらかったものですので、一つの前回出したガイドラインという形の表記で大変恐縮ですけども、この時期のこれ、これを大体これぐらいまでというような形のというもので資料を出させ

ていただいたというところでございます。

○大越委員 ありがとうございます。ちょっと、さっきの決議を次回の資料に添付していただいたいんですけれども、提出していただきたいのんですけれども、それは可能でしょうか。

○大澤委員長 来週にもお渡しするとか、資料とかは別として、それは可能です。

○大越委員 ありがとうございます。

私自身もけやき保育園の百二、三十人の保護者の代表としてこの場に来ています。なので、ある程度責任があるなというふうに自覚してここに参加している立場からの意見なんですけれども、このスケジュールは、ちょっとかなり厳しいかなというふうに感じて、責任が私自身はとれないスケジュールかなというふうに思っていますので、第Ⅲ期としてこれを受け入れられる、受け入れられないと思うんですけれども、撤回していただくとかというのは可能なのでしょうか。

多分ここにいる、ほぼ保護者全員、受け入れられないんじゃないかなというふうに感じているんですけれども。これⅣ期の内容でこれを出すんだったら、この民営化について、ちょっと理解はできるかなと思うんですけれど、このⅢ期の時点でこれをやるというのは、かなり無理があるというか、責任持てませんというのが意見なのなんですけれども。

○平岡委員 平岡です。

今の質問について、撤回するかどうかという話なのなんですけれども、まず最初にお話をしたとおり、このスケジュールについては、今まではかなり大まかなスケジュールしかお見せしていなかった中での、市としてどういうスケジュールを考えていくかというお話の中で出させていただいたものになりますので、市としてこのスケジュールでいかせていただきますという資料ではなくて、今、組み立てていった中で、これだけの審議時間を使って、こういう順番でやっていきたいというものはめていったというような趣旨のほうが強いのというようなところになっております。

それとあわせてでございますけれども、あえて、民営化と保育計画のところの表記ですけれども、上に線を引いたり左につなげたりしていないんですね。ですので、例えばその他の中に民営化という欄が丸々入っていて、これをはめ込んだというところまでこちらとして資料づくりをしたつもりはございませんので、現時点で民営化の協議をこの後、入って行っていただけるというふうになった場合には、こういう順で、このくらいの期間をかけてやっていきたいということから、並べて書かせていただいたというような趣旨でございます。

ですので、運営協議会の中で保護者委員の皆様の中で、とてもこの順、この時期にこれをやるのは当然難しいというふうなお話になれば、それは市として今後どう協議させていただくかということになるだけで、ここで撤回する、しないであるとか、IV期に回そうであるかというふうなお話の結論まで、ちょっとこのタイミングでお話をするような内容かどうか私のほうとしては、どうかなというふうにはちょっと思うところではありますけれども、今まで何もない中で漠然としたスケジュールだけでお示しした中でのスケジュールでありますので、これをたたき台として、これでおかしいというご議論であれば、ここからスケジュールについても改めて協議をしていければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○大澤委員長 前日も、ここの場で協議をしたいというところで持ち帰りをしていたというところがあって、なかなかそれに関しては、協議まだ調べていないよねというところがあったりとか。

あと、今2カ月に1回というところの中で、例えば前の前期のときに関しては、1カ月に1回ぐらいできないかというところも我々としては、そして、その中で、こういうことをやっていきたいですけど、いかがでしょうかというところを保護者委員のほうに投げかけをさせていただいた経過はあるかなと思います。ただ、やっぱり、まだこの協議会の中で、そこまで至っていないというところで約1年ぐらいお預かりというふうな形が現状として今もそのような状況であるというところが我々として、こちら側のサイドとしては思っているということです。

こちらといたしまして、なかなか皆様方に即した形で全てが説明できているというふうに思っておりませんが、今我々として考えられる、出せるものということは、お出しをさせていただいて、また今回みたいにこういうものを出してくれというような形でいただいておりますので、私どもとしては、そのような形でご説明なりご協議をさせていただき、対応していきたいというところの一つの今の状況であります。

ですから、そういったものも踏まえて、一定の時期に保護者委員の皆様方にお話をさせていただいて、ご判断をさせていただく、さっき言ったような形になるのか、ちょっとそこはわかりませんが、ここの場で協議をしてもらえるように我々としてはちゃんと努めてまいりたいというふうな形の考え方を持っています。

○本間委員長 今のお話を伺っていると、市は一生懸命説明しているのに、保護者の委員がなかなか協議に乗ってくれないからというふうに聞こえるのですが、そうではなくて、保護者

としてはいろいろと求めているし、この進め方だって民営化の細かなガイドライン等の策定と、それから保育の計画の策定を並行して進めるのはおかしいですよと何度も言ってきていますよね。議会からも、それはやっぱりおかしくて、まず保育計画をつくりましょうというんで決議が出たと思っているんですけど。

結局、きょう出てきたこのスケジュールを見ると、並行進めるところか民営化のガイドラインのほうが先に枠に入っているんですよ。保育の計画が全部まだ固まる前に、民営化のガイドラインがもうできちゃっているんですよ。先につくると書いてあるじゃないですか。これって、今まで保護者が求めてきたのと全然違いますよね。

ということは、市が一生懸命説明してきて、保護者に真摯に対応してきたんだけど、なかなか協議がまとまりませんよね。だから、第Ⅲ期の協議内容についてというもの固まりませんではなくて、幾ら保護者がいろんなことをこの場で述べて、お願いをしてきても、結局、全くそれとは違うものが毎回出てくるから、ああ、我々の言うことって全く聞き入られていないんだなという印象を受けてしまうので、結果この第Ⅲ期の協議内容というのは、いまだに固まっていないんですよ。

もう第Ⅲ期に入って、第Ⅲ期って2年なので、もう1年たとうとしているんですけど、結果的に何を、どう、この場で協議していくのというのは、この民営化に関しては全く固まらないっていうのは、これは別に保護者のほうの責任ではなくて、市がそういうふうにやっぱり保護者との信頼関係を一生懸命、築こうとしてくださっていないから、残念ながら固まっていないんだというのが私のほうの意見です。

なので、これからは市でも、市議会のほうで、先ほど法定拘束力がないとおっしゃっていたんで、ひょっとしたら根底には別にいいかなと思っているようなところがあるのかもしれないけれども、やっぱり市議会でもあのように決議が出たので、これからはもう少し保護者のほうに歩み寄って、この協議会を進めていただきたいというふうに思いますので、それが委員長として市のほうにお願いをさせていただきます。

○大澤委員長　ほかに、このところの議題につきまして、ご質問、ご意見など。はい。

○大島委員　大島です。

先ほどのちょっと資料についてのことに関連するのですが、公立保育園が持続不可能であるという資料は次回出していただくというお話なのですが、まず持続不可能となった、やっぱり今課題があったため持続不可能になったと判断したと思うのですが、そのための議論というのは、いろんな、じゃあこういう対策をしましょうとか、こういうふ

うに解決しましょうとかっていう議論はもう尽くされたのでしょうか。って判断してよろしいですか。継続することは

○平岡委員 平岡です。

まず、こちらのほうで、また訂正をするということが違うというご指摘を受けるかもしれませんが、持続が不可能だという結論ではなくて、持続していくことが難しい、困難であるというような状況であります。

持続、それについて当然ご指摘は出るかなと思ったんですけど、不可能であれば、もうとまっています。ということになります。

それから、議論については、公立保育園単体のことでしてきたわけではなくて、市役所全体の事業の中でそれぞれ検討してくる状況があった中で、公立保育園においては、今ある3園を民営化するという結論に至ったというような状況でございますので、そういった考え方の中で、こちらとしてご準備できる資料を出させていただきたいというふうには考えております。

○大島委員 今の話ですと、継続不可能であるという結論がつけられたというわけではなくて、そこは議論尽くされたわけではないと、まずは認識いたしますが、それでよろしいでしょうか。

○平岡委員 平岡です。

行政において、やはり事業をやっていく上で、不可能だという結論に至るケースというのは、ほぼないと思っています。ですので、やはり、より厳しくなっているものについて、最悪に事態の前にどうしていくかということを考えなければいけないということで、進んでくるものがあるというふうに思っているのが一つと、やはりさまざまな事業を持っている中で、どこまでそこに重点を置いていけるかというところでの判断もあったかというふうに思っておりますので。保育においては、既に他の事業よりも重点的に予算も人も割いて維持しようと努力してきた経過があります。

その中での現状と将来の状況を考えたときに、これ以上継続していくのは難しいであろうという考え方に至ったという状況でありまして、もう持続困難である、不可能であるという断定的な結論に至ったというようなことではありませんし、逆にそういう状況だということであれば、大変申しわけなのですが、このような会をお願いするような事態ではなく、よりもっと危機的なようなお話をさせていただくような状況であったというふうに思っておりますので。そういった市のさまざまな選択と優先順位の中で到達し

た考え方だというようなことになります。

○大島委員　わかりました。市として、将来的に継続が難しくなる可能性という言葉がいかかわからないですけど、そういうふうに判断したということで、それにかかわる、根拠を示す資料を次回いただくということでわかりました。お願いいたします。

○宗片委員　くりのみの宗片です。

ガイドラインと募集要項の選定基準って本当に全部並列でできるんですか、というのが私、疑問なんですけど。ガイドラインが決まってから募集要項を考えて、選定基準考える、普通に。順繰りにやっていくものではないですか。並行して進められるものなんですか。そこがちょっとよくわからないというのが。普通に考えたら、ガイドラインがちゃんと決まってから、じゃあ事業者募集どうしましょう、選定基準どうしましょうと順番に考えていくものだと思うんで、これスケジュールが単にないから全部並行に入っているというふうに見えてしまって、そこは、ちゃんと考えていただきたいと思います。

○平岡委員　平岡です。

民営化のガイドラインの部分のどの部分を、どれだけ募集要項に委任するかなどのところの考え方もありましたので、順繰りにということではなくて、並行する部分をつかったというのが意図でありますので、宗片委員おっしゃるとおり、まずはガイドラインがあって、募集要項と選定基準は逆に同時というのもあり得るかなと思っておりますけれども、そのあたりの組み方については、こちらとしても見直すに当たっては考えたいというふうに思っています。

○宗片委員　よろしく申し上げます。

○大澤委員長　はい。

○角田委員　けやきの角田です。

すみません、きょうのこの協議の段階だと、やはり我々として、ここに書かれているような民営化を実際に進めていくための協議には入れないという結論であるのは、どこから見てもそうだと思うんですけども。その一方で、この保育計画をつくる委員会というのは、3月から始められる意向だと思うんですけども、市としては、民営化については、この協議会で話されたいというふうにおっしゃっていて、こっちの保育計画のほうでは、今後の市の保育の方向性を検討されていくということなんですけど、こちらがこのような状況であるということは、市の保育の方向性として、現状の5園を前提に

話はしていくという感じなんですか。

○平岡委員 平岡です。

現状分析というところから入りますので、今、公立保育園が5園あるという情報は、当然、入っていくこととなると思います。それについて、どういう形で進めていくかというのまで、この段階で余り市のほうが決めるのもどうかと思っておりますけれども、市としては、こういう考え方を持っているということも当然言わないものおかしいうことになります。

ただ、それがスタートラインになるというようなことにはならないかなというふうには思っておりますので、そのために現状が今どうなっているのかというところから計画づくりは入っていくというふうに考えております。

○角田委員 ありがとうございます。けやきの角田です。

であるということは、あくまでも5園あるということが検討、現状分析等をしていくのであれば、今後の報告性についての話も(3)とかに書いてあるので、どのように議論を進めていくかについて、ちょっと細かいところまでこの資料でわからないのですが、仮に保育計画のたたき台みたいなものを多分示されて、それについて意見を聞いていくようなものなんですよ。

そうした場合、その計画の案として、公立が5園あるという前提のもとつくられたものも同時に出てくるんですか。じゃないとちょっと話がおかしいと思うんですけど。

○平岡委員 平岡です。

そこまで確定的なものを今こちらとして決めている状況ではありません。

また、新たな会として立ち上げるということになりますので、その手順というか、どういう議論で進めていくかというところについては、やはり委員会の中でも策定委員会の中でもご議論いただく必要はあるかなというふうに思っております。

こちらのたたき台の示し方、それから施策の方向性として、どのような体系の作り方をしていくかの部分についても、こちらとしてまだ完全に決め切れているものでもありませんし、考え方としてさまざまあるかなとは思っておりますので、今、角田委員がおっしゃった5園で継続するという資料をつくるか、つくらないかという部分については、今の時点でこちらとしては、決めてはいないというのが答えになるかなと思います。

○角田委員 ありがとうございます。けやきの角田です。

5園前提の資料を出すかどうか決めていないということなんですけど、そういう細か

いその資料がどうであるとか以外に、委員会のスタンスとして、あくまで民営化したいという考え方を示したいということをおっしゃられていますけど、現状ある今の公立園の体制をなしで進めるのかどうなのかというのは、我々の判断に非常に大きくかかわってくると思うので、だから聞いているんですけど。

もしその資料として、こういった計画を考えていますみたいなのが出てきたときに、それが初めから2園とかになっていると、これはおかしな話だと思うんですよ。だって、5園をスタートラインに現状分析等をしていく中で、じゃあ今後はどうしていくべきかみたいな話をするまとめの段階に入って、じゃあ2園で出てきちゃうと、その民営化が必要なのかどうなのかという話もしていないまま出てくるのは絶対におかしな話なので、そこをどうされるのか、伺いたいんですけど。

○大澤委員長　これから決定する計画につきましては、まず策定委員会の中でどういうふうにやっ
ていこうかというところと、あと事業者さんを今選定していきます。その事業者さんのノ
ウハウというの伺いながら、保育の計画と質のガイドライン、わかりやすくは二つの
計画を策定していきます。

○角田委員　何の事業者ですか。

○大澤委員長　事業者の選定をこれからしてという、事業者のノウハウという、例えばこういう計画
はどうでしょうかという提案も踏まえて計画をつくっていくこともあり得るわけです。

○平岡委員　平岡です。

策定委員会の策定の支援をしてくれる委託事業者も入れます。ですんで、そちらの、
行政ではなかなか思いが行かないような部分のノウハウも相談しながらという部分も市
としては考えとして持っているのではという意図です。

○角田委員　何の事業者がよくわからなかったです。

○大澤委員長　すみません。

○角田委員　途中じゃなかったですか。

○大澤委員長　当然、公立は今5園であります。そのほかにも私立とかそういったものもありますの
で、要は小金井市全体の保育というような形の中で分析をしていくという形になってい
くところをまず前提としてあるということです。

ただ、あとはすみません、どうしてもその仕様書上のところは、ふんわりとした書き
方で計画の策定なもんですので、そこにつきましては、今後、先ほども言ったように策
定委員会の中で議論をしていただきながら、保育を計画する部分と質に関する計画の部

分を現時点でまとめていきたいというような形でのお答えというような形で、ちょっと現状ではご理解をしてもらいたいと思います。

○角田委員 けやきの角田です。

ちょっと、さらにふわっとしてよくわからないのですが、要するに市の考えは示したいというのははっきりしている中で、今後どういう保育の方向性を考えていくのかという話をするときには当たっては、公立園が2園になった場合という想定資料を出してくるのか、それとも、そのときに公立5園を続けた場合というものも出てくるのか、もしくは、そこで出てきた現状分析、いろいろ宗片委員とかも指摘されてきましたが、いろいろな公立園の役割がある中で、その役割に対してどういう課題があるのかを話ししていく上では、ちょっと今の5園じゃ足りないよねという結論も当然あり得ると思うのですよね。

だから、それを考えると、その結論が出てくることを考えると、公立がふえるケースも想定した上で話をしないとちょっとおかしいと思うんですよ。

要するに、選択肢を公立園2園になりますというのを前提とされるのかどうか知りたいのですけど。

○平岡委員 平岡です。

そのところについては、端的に申し上げると、最初に申し上げたとおり決めておりませんという言い方が一番適切だと思っています。その審議の状況とか検討の状況によって、さまざまなパターンのもをお示しする場合もあれば、また違うような形のものをつくっていく場合もあるかもしれませんし、その時点で、ただ、私たちが2園という資料を出したいというふうにおっしゃっていただくんですけども、出したいというよりは、2園にしたいとこれだけ言っているのに、2園だという資料なり情報を全く入れることなく審議をいただくような会議ではないと思っているので、申し上げているだけでありますので。2園になるという資料だけを出すというふうに決めているわけでもありませんし、果たしてどのような資料で、どう決めていくかというのについては、まさにこれから委員の方とも含めて考えていきたいというふうに思っていますので。そういう意味で、ここで断定して決めるべきものだとも思っておりませんので、決めていないというふうに申し上げます。

ただ、逆説的に市は2園だと言っているのに、そういう資料出さないんですかと言われるれば、思っているのに出さないわけにはいかないなとは思っています。ただ、出し方

とか、それだけでいくのかとか、それ以外考えるなという話にするのかとか、そういうような話では今の時点ではないと思っておりますので、そういう意味で、市は考え方を持っているのに、それを言わないで、置いておいて話をしてもらうわけにはなかなかいかないですよという趣旨から出た言葉でありますので、それについてここで、繰り返しになりますけれども、決めていないというお答えしか私としてはしようがないというふうに思っています。

○角田委員 ありがとうございます。けやきの角田です。

ということは、今のお話は要するに、そうなる場合もあるし、そうでない場合もあるということですね。要するに2園の資料しか出ない場合も協議の経過によってはあり得るということですね。

○大越委員 けやきの大越です。

この小金井市保育計画策定委員会に民営化のためにつくるのであれば、保護者としては、なかなか協力しがたいと思うんです。ただ、小金井市全体の保育の質を上げるためならば、協力も考えるっていうふうに私個人的には思っているんですけども、民営化のためにつくるのではないということによろしいですか。

○平岡委員 平岡です。

そのとおりです。

○大越委員 で大丈夫ですか。

○平岡委員 はい。

○大越委員 ありがとうございます。

○大澤委員長 寺井さん。

○寺井委員 さくらの寺井です。

今のお話の流れでいくと、やっぱりこのスケジュールのこの保育計画と民営化が並行しているのは、やっぱりおかしいということになります。保育計画の中で後ろの部分に民営化に行く場合もあるし、行かない場合もあるというほうが合っていると思うので、これは1行にしたらいんじゃないかなと。

○大澤委員長 保育計画の中で民営化の是非というのでしょうか、そこを保育計画の中で議論するつもりは、すみません、ないという形で現時点ではお答えをさせていただきたいと思っています。

○寺井委員 であれば、ここを、別の話であれば、保育計画がまとまった後に始めるというんだっ

たらわかるんです。やっぱり今の話の流れでは絶対おかしいと思うんですけど。どんな説明とか協議があっても、絶対このままではまともでないって思うんで。

○本間委員長　そうすると、今の話でもあったとおり、保育計画というのがまず策定されて、それを受けて運営協議会の中で、じゃあその課題を解決するためには民営化が必要なのかどうかという議論があって、最後、民営化必要だとなったら、この民営化のガイドラインとおりの各論に入るといって、そういう流れだっというものが多分、寺井委員のお話だと思うので、それを補足させていただきます。

○角田委員　確認なんですけど、先ほどの平岡委員と大澤委員長からの発言をまとめると、先に平岡委員から聞いた、今後5園の選択肢も含めた資料が出てくるのか、それとも2園限定になるのか、その資料の出し方とか議論の進め方については、その委員の求めによって変わってくる可能性があるということ。

あと、大澤委員長がおっしゃっていたことも大事だと思うんですけど、この保育計画策定委員会のほうでは、民営化の是非についての議論はされないということは、つまり、民営化が必要なのかどうかという結論も出さない委員会であるということと合っていますでしょうか。

○平岡委員　二つ並べていること自体がそもそも誤解があるようなんですが、保育計画というのは、皆さんご理解いただいていると思うんですけども、小金井市全体の公民問わず、これからどうしていくかというものであります。確かにその中で公立が重要な位置を占めるというところで数の話であったり、さまざまなお話が出ているという事実だとは思っておりますけれども、その公立の民営化という手法について、この会で検討いただくという考えは、現時点で私たちのほうでは思っておりません。

小金井の保育をどうしていくか、施策の方向性についてのどうしていくかということについて検討いただく、公民含めて、どうするかということを検討いただく会というふうに考えておりますので、そのようにお答えをさせていただきます。

○角田委員　けやきの角田です。

ちょっと何をおっしゃっているのかよくわからないんですけども。私がお尋ねしたのは、民営化の是非について話はしないと。そのことについては、二つ可能性があると思っていて、あくまで、きょうも冒頭からおっしゃっているように、民営化関連についてはこちらの運協のほうで話をするからそちらではしないということなのか、それとも、逆にそちらの保育計画策定委員会のほうで結論は出さないということ、つまり民営化以

外選択肢はない状態で協議する会なのか、どちらなのかということを知っているのですけれど。

○平岡委員　　すみません。その協議を進める会は保育計画策定委員会のほうを指していらっしゃるのでしょうか、運協のほうでしょうか。

○角田委員　　要するに民営化の是非について話は保育計画策定委員会で民営化の是非について話しませんというふうに大澤さんがおっしゃっていて、その内容としては、それが何を意味するかということでは、民営化必要なのかということ、公立の役割等含めて、この公立保育園運営協議会があるから、そこで話をするから、もう一つの保育計画策定委員会ではないんだということなのか、それとも保育計画、今後の小金井市の保育のあり方を協議する会においては、あくまでも民営化はやるものとして話を進めていくから、今さら民営化の是非なんて話しませんよということなのか、どっちなんですかということなんですけど。

○平岡委員　　平岡です。

今、角田委員からおっしゃっていただいた二つの選択肢のような考え方を持ってはいません。

○角田委員　　じゃあ、どういうことですか。

○平岡委員　　ですので、民営化のことはもうするので、保育計画策定委員会の中で話をしないという理由で話をしないのではなくて、民営化の部分については、保育計画策定委員会の中で話をする範疇には考えておりませんので、ここについては、全体の中で、すみません、うまく説明ができていない自覚はあるんですけども。角田委員がおっしゃっているような理由で保育計画策定委員会の中で民営化の是非の話をしないというふうに整理をしているつもりはありませんけれども、保育計画策定委員会の中で民営化の是非について話をしないということだけは、事務局としてはそういう考え方でつくっていかうということに変わりはありません。

○角田委員　　角田です。

ということは、要するにどういうことなんですか。ちょっと今のご説明だと同じことを繰り返されているだけで、保育計画策定委員会の中で民営化の是非の話はしないということだけは、今も繰り返しいただいたのわかるんですけど、それって要するにどういうことなんですか。

○平岡委員　　どういうことと言われても話すべき所掌だと思っていないので話さないんですが。そ

れが前提条件があるので、ここで話さないという考え方ではなくて、保育計画策定委員会として策定していく内容の中で民営化の是非というものについて話すものだという考え方ではないので話さないというところだけなんですけれども。

それが決まっているから、決まっていないからとか、別のところで話をするからというわけではなくて、この会の中でそれについて話すという考え方ではないというところではあるんですが。

○角田委員 角田です。

今のお話だと今後の小金井市の保育施策というのは、公立民間含めて今後どうなっていくのがいいのかという話だと思うんですね。ということは、公立園の今後のあり方を考えていく上で、民営化するかどうかとか、このままどういう役割が公立にあつて、そのためには何をしていたらいいのかという話を話していく上で、民営化という考えを市が持っている以上、非常に関連性が高いわけで、それが保育の今後の方向性に関係ないから話さないというのはちょっと意味がわからないんですけど、何で関係ないんですか。

○平岡委員 すみません、物分りが悪くて、そういう意味だというのが今わかりました。すみません。

平岡です。

市の方針として民営化したいという方針を持っているというのは、確かに事実であります。ただ、それが理由でこの保育計画の中で話をしないというような理由ではないというところでありまして、皆様とこうやって協議をしているという状況もあり、民営化については、運営協議会でという話もさせていただいていますので。そういった所掌の分担というのも変なんですけど、そういう中で、保育計画の中ではその話について、民営化する、しないの部分についての話をしていくという考え方を持っておりませんが、確かに角田委員がおっしゃるとおり公立の役割ですとか、そういう部分について全く話をしないというところはありません。

○佐藤委員 わかたけの佐藤です。

でも、今の話を伺っていると現状のままの市にある保育園公立、民間の中での小金井市の保育をどう考えていくかということになると、民営化云々のことは、そこではしないという、やっぱり今の現状の5園の公立、5園ある今の現状の役割からどんなふうに保育の計画を立てていくかというところが一番ベースになるんじゃないかなと思うん

ですけども。違いますか。

現状あるのは、公立は今5園あって、その中で私立園もあって、小金井市の保育、さあ、今現状として公立園5園あります、私立園も幾つかあります、どんな保育を計画する上で何を大事にして、どこをどんなふうにするために、どこにどういう役割があって、先ほど言っていたアレルギーとか担い手がどういうふうに分担をされていくか、それで内容も入っていくのかなとも思うので、現状スタートとしては、5園が一番ふさわしいのじゃないのかなというのが私の意見ですが、どうですか。現状は今の市の体制としては5園。民営化で2園とあるけれども、現状としては5園。そこをスタートで話されてはいかがかなと思うんですけれども。

○大澤委員長 今回のまず計画のもととなるものというものが、とりあえず今、公立保育園5園あります、民間園も何園もあります。当然のごとく、今このぐらいのお子さんが預かっているか、あとはその中で、例えば時間的にこんな時間までお預かりをしていますとか、そういったいろんなものを皆様方にお出しをしてからスタートしていくという、まずスタートのイメージとしてはそんな形が今考えているところはあります。

あと、そういった状況の中で、そこからいろいろ課題とかさまざまところも出てきたりとか、まだこれから委員会というところで、我々としてはこんなようなイメージというものは持っているところと、あとは事業者さんが選定されたりとか、あと当然その中で委員会として立ち上がって、どのような形でつくっていくかというような議論はされてくというところもあります。

ですから、そういったところの中で、ちょっと今、我々が考えていること、ちょっと変わったりとかしたりとかするかもしれませんが、一応内容としては、こちらのほうの策定委員会、その要綱に書かれているような設置の目的、所掌事務に合せたような形でまず計画をまとめていきたい。その作業を今進めさせていただいている。

よく言われたのが、保育に特化したビジョンというものを言われたことがあったかなと思っています。あと要は、さまざまな面での質に関する向上、ガイドライン的な形の要素もございましたので、通常わかりやすくは二つぐらいの計画を一つにまとめる。ただ、それもどのような内容にしていこうかというのは、これからの議論の内容にもなってくるのかなと。そういったものを来年度1年間かけてまとめさせていただきたいというところが現状というところです。

ですから、その中で今の時点では公立保育園の民営化をそこで、その策定委員会の

中で民営化をしたほうがいいのかというところを議論するところに関しては、現時点ではそういう議論をそこですると、考え方を所掌としては考えてはいません。

○佐藤委員 佐藤です。

2園をスタート、2園公立のスタートで話を始める保育計画と5園ある状態でどういう役割を担って計画していこうかというのは、やっぱり大きく変わってくると思うんで、そのスタートの位置がどちらにつくのか。2園の公立の役割としてある中で、そこをどうやって担って保育計画を立てていくのかと、そこが5園あったらどうなのかということでは、随分スタートの始まりが変わってくるんじゃないかなとは思いますが。ここは自然体とは言いながらも公立の担っている役割というふうに、先ほどからおっしゃられていたので、ともすると、やっぱりそこがもし2園となるところが前提として話が始まるのか、5園でという話になるのかと、やっぱり計画は変わってくるのかなと思います。

○平岡委員 とても大事なところなんだろうとは思いますが、今ストレートに言うと現状のとき当然、今5園です、民間含めて30なり40なり数があるという現状やった後に、じゃあどうしようかといったときに、公立2園でこういうことにしますというのがいきなり、ぼんと出ているのはどうですかねという話を多分されているんだと思っているんですけど、その二の矢のところをどうするかという考え方を市のほうでは、何度も言うようにすけれども、それは今考え方として、これだけというのは持っていないです。

ただ、市として2園だって言っているんで、2園だとかうだよというのは出す必要はあるのではないかとはいっていますけれども、それしか出さないとか、じゃあ3園だったらどうなんだろうと6園だったらどうなのかとか、じゃあ5園だったとしてもどうなのかとか、さまざまあると思うんですけど、今そのタイミングの資料の出し方、手順について、きっちり決めているわけではないというのは先ほども申し上げたとおりですので、現時点で皆様のほうでご納得いただけないのであれば、2園の絵しか描かないで出すということを今、市のほうで決めているわけではないということだけは、確実です。

ただ、審議をされていったり、その中の状況でどういうふうに出していくのかというのは当然、先ほど申し上げたとおりですし、委員さんの中でさまざまご意見とか、こちらが想定しないような考え方のご提案なりご質問も出てくると思いますので、今その流れとして大事なのかもしれないのですけれども、その一つのそのところを限定的に

どうするかというのを今決めているわけではないというお話をしているだけです、5園の現状があって、あるときから2園ですよ、はい、じゃあこれで、っていうことだけやろうとしているんですよということが多分心配されていると思うんですけども、そういうような極端な考え方を持っているわけでもないですし、そもそも、そこまで、まだ考え方を固めているわけでもありませんので、それは紛れもない事実でありますので、皆様のほうでそれはおかしいですよというご意見はいただいていますので、そういうご意見は運協の中でも多々いただいたというのは、こちらとしても認識して進めていきたいと思えます。

○角田委員 けやきの角田です。

これまで平岡委員と大澤委員長のご答弁を聞いてきて、平岡委員の今のお話も含めると、どういうふうに議論を進めて、どのような資料を出すかについては、委員次第みたいなどころがある、変わっていく可能性があるということをおっしゃっていたんですけど、大澤委員長のほうは、民営化の話はしない、民営化の議論はしないと言っていますが。

○大澤委員長 是非をそこで議論するつもりはございません。

○角田委員 何かそれってずれているように思うので、どっちなのか気になるということと、仮に大澤委員長のほうのご発言で、民営化の是非はそこで議論するわけではないということなのであれば、今のお話を総合すると、この保育計画策定委員会は民営化は前提としない上、民営化の是非も議論もしないから、民営化という結論は出ないというふうに読み取れるんですけど、それで合っていますか。

○大澤委員長 計画の最終がどのような形でまとまろうかというところは、すみません、いろいろな計画がありますので、まず、今あるのは、ここに書いてある所掌に書いてある、まず今後の保育施策として取り組むべき方向性というものとともに、まず皆様方から言われる保育に特化したビジョンというものが掲げ挙げられなければいけないのかなというふうな思いではおります。

それとあわせて質に関するガイドライン、これに関しても記述だけずらずらずら書かれてるものであったりとか、あとは、よその自治体で見ますと、いろんな項目があって、それをチェックしていくというような形で保育士さん等が見て参考になるようなガイドラインというところも、いろいろまちまちな計画がございます。ですから、一応基本的にはそういうものをつくっていききたいというところは、まず根本としてはあります。

その時点で、その計画の中で公立保育園が民営化の是非、民営化する、しないとかつていところをこの検討委員会の場で民営化をすることに、公立の保育園が民営化をすることにに関してご意見を伺いたいとかつていうところの考え方、その中でそういうことを議論していただく、結論を出してもらおうという形の考え方は持っていません。

○角田委員 けやきの角田です。

ちょっとまだ戻って恐縮なんですけど、平岡委員の話では2園にした場合に限定した資料を出すわけではないというふうにおっしゃっていて、ということは委員の話次第によっては、5園を続けた場合の資料が出てくるものというふうに想像できるんですけど、もし5園を続けた場合の資料と仮に民営化してそれが2園だった場合の資料出てきたら、おのずと民営化の是非の話になっちゃうと思うんですけど。

○大澤委員長 これから、すみません、今の時点で恐縮です、まだ立ち上がっていない状況があつて、明確のところなかなか言えませんが、一応この策定委員会の中では、とりあえず先ほど申したとおりの、まず設置の目的があつて、所掌していく事項、計画をつくっていきこうというところがあります。ですから、そこの中でももちろん議論はしていきます。

ただ、さまざまな委員さんがいられる、おっしゃられる中で、例えばこういった資料出してくださいとか、こういったものと議論は出てくることは、そこで、それはやめてくださいというふうな権限も、ほかに会長さんも立ててやる予定でおりますので、そこで一旦議論を制止するというのはなかなか難しいところはあるかもしれませんが、とりあえず、設置の目的とその所掌に合わせた計画をまずつくっていきたい。

まだ構成がさまざまな、さっき言ったように、例えばこの自治体のこれを目指していくんだというものが今、すみません、いろんなところがあつて我々も見てはおりますけれども、まだこういうふうな雰囲気、これでいこうとかというの決まっているわけではないんですね。決めているわけではない。

当然、事業者さんがいろいろ多分こういう計画にたけている自治体もあれば、そういうふうなプレゼンを受けたこの事業者さんのこういうの参考になるねというところでまた事業者さんを選んでいったりします。当然、その事業者とその委員会の中で1年間までのスケジュールの中で、こういうところをここまで、こういうところをここまでというところをまず1回目の会議の中で決めていくのかなというふうに思っております。

当然その中で、事業者さんからこういう計画の策提案みたいなものがプレゼン、提案されるという予定もありますので、そういったものを踏まえて進行していくというよう

な形に今事務局としては思っています。

○角田委員 角田です。

要するに今のお話でよくわからなくなっただけですけど、仮に5園を継続した場合と民営化した場合の資料は両方出てきた場合、民営化の是非の話になっちゃうんじゃないかっていうお尋ねしたところ、その話が出てきて、その議論を妨げることはしない。

○大澤委員長 基本的には、そういう意見が出た場合は、ここはすみません、民営化を議論する場ではないというような形で調整は、調整というか会長のほうには進言はさせていただきたいというふうに思います。

○角田委員 じゃあ、妨げないのではなく、妨げるということですよ。

○大澤委員長 民間の是非を議論する場合になった場合です。

○角田委員 それはないからですよ。

ただ、平岡さんがおっしゃっていたように5園を続けた場合の資料と検討の状況で今の保育の課題がいろいろ出していった中で、あれ、じゃあ今の公立園の数じゃ足りないよねという話が出た場合には、ふやした場合どうなのかという検討も当然しなければならぬので、ふやしたケースも資料も出る可能性がある。市としてやりたいという意思を持っているから民営化した場合の資料も出てくるとなれば、どういう話になるかという、確実にその民営化の是非の話になると思うんです。ただ、それについてはちょっとそれを決定していくような場ではないからやめてくださいという形にとめに入るということは、要するに民営化することを前提にするのか、そうではないのかということが、どっちかわからなくなっただけですけど、それどっちなんですか。

今までの話だと民営化の是非はこの保育計画の委員会の中で話はしませんということなので、であれば、民営化をしたほうがいいという結論は出せないし、それが前提にもならないと思うので、この保育計画検討委員会の中で当然民営化を前提とした資料だけ出てくることもないし、それ民営化すべきかどうかについての議論もしないということ、民営化をすべきであるとか民営化しましょうと結論には当然ならないと思うんですよ、話ができないから。そう解釈するのが自然だと思うんですけど、それで合っていますかね。

それをもし否定するとしたら、もう民営化決めたことだから、それはただもうやっていくだけのことで、だから話はしませんということなのか、どっちかだと思うんですよ。どっちなんですかね。

○大澤委員長 繰り返すですみません、まず、市として民営化をするってということについては、繰り返すことになるんですけど、行財政改革の中でも、アクションプランの中でも考えとしては持っています。それに向けて進め方というか、それについての取り扱いというのは、こちらのほうの運営協議会の中で議論をさせていただきたいという一つの考え方がございます。

もう一つのほうの、保育計画のほうの観点のまず1番のスタートとしては、皆様方からよく、保育のビジョンという形をずっと質疑、質問されていたかなと思っています。小金井市におきましては、要は子ども・子育ての総合的な理念というものは持っているということは何回も話をさせていただいたかなと思っています。そういった状況の中で、ただ、保育に特化した部分と言われたところにつきますと、基本的には同じ子ども・子育てと同じような同様の理念というところは、考えていますけれども、特化したものはないというところで今までご答弁をさせていただいたかなと思っています。

そういったところもということの中で保育のビジョンというところがまずスタートとしてある中で、さらにあわせて今後の保育の施策、さまざまなニーズに多様化されているニーズ、皆様方から求められているもの、そういったものがなかなかできてない事業等もございます。そういったものも取り組んでいく方向性として示していきたいというところで、そういった状況の中で保育の計画をつくっていききたい。多分そういった議論の中で先ほど皆様方から言われているような公立の役割ですとか、民間園の役割ですとか、そういった議論も出てくることも想定はしてございます。そういったところの中で、市としてどのような形の計画にしていこうかところは、まずまとめていくという形になるのかなと思っています。

ただ、もともとその計画の位置づけ的なものとして、この設置されているビジョン的なもの、今後の取り組むべきものというものをまず基本として、市としては、まず計画としてつくっていききたいと。あわせて、俗に言う量はふやしておりますので、質と言われる部分のガイドラインという部分もあわせてこの計画の中でつくっていききたいと。

ですから、保育の計画的なのは、例えばの話ですけど、例えば公立保育園のあり方だけを検討するわけではないんですね。公立保育園のあり方というふうな形で検討していけば、さっき言ったようにそれが当然、公立保育園の役割があつたりとか、そういうものがあって、それが果たして運営していくためにどんなふうな選択肢があるのかというふうな形での議論に、中心になっていくと思っています。

ただ、今回に関しては、その公立保育園のあり方を検討するのではなくてというところなものですので、現時点では今回の計画の策定に関しては、公立、私立そういったものに、あと利用されている保育の全体の計画的なものをつくりながら、小金井市の保育としてはこういうふうな方向性、ビジョンっていうんでしょうね、そういうものを皆様方求められているものを策定していきたいというようなところで今考えておりますので、すみません、繰り返しの答弁になりますけれども、その旨でお話しをさせていただきたいと思います。

○角田委員 角田です。

ごめんなさい。ちょっとすごく壮大な話をされちゃった中で恐縮なんですけど、私がお尋ねしたのは、これから正式にこの保育計画策定委員会に委員を出してくださいというご依頼をいただくかと思うんですけど、そのご依頼の内容として委員会が民営化を前提としたものなのか、そうじゃないのかどちらなのかっていうことと、仮に前提ではありませんということであれば、協議を進めていく中でいろいろな資料が出てきた内容によっては、民営化すべきかそうじゃないのかという議論になり得ることも想定できるんですけど、それについて議論をしていいのかどうかの2点なんですけど、それについてどっちなのかを教えてください。

○大澤委員長 まず、議論をしていいかというのは、ちょっとそのときになって、その策定委員会が立ち上がった状況の中で踏まえて判断をしていかなければいけないところもありますし、一番最初のその1回目の会議のところでルールを決めていく可能性もあるので、今の段階では我々としてどれが正しいかと、なかなかこの場でちょっと申しづらいところはあるかなというところもあります。

それと、民営化が前提なのかというところで、今の時点で繰り返しになるんですけど、公立保育園のあり方だけを検討していくわけではないので、ですから、保育の計画というのは民営化とかする、しないにかかわらず、保育のビジョンであったり質のガイドラインが必要というような形で市として判断をして、今回、計画を作らせていただくことになった。それと、こちらのほうを優先的に取り組みなさいよという決議もいただいたという状況ですので、市としましては、繰り返しの形のお話になりますけれども、あくまでも保育のビジョンであったりとか、今後の取り組むべき方向性とか、そういった計画をまずつくっていききたいというような形の考え方で今この要綱なり、皆様方にご照会をかけさせていただいていると。

あとは、今後の運営の進め方というところにつきましては、事業者さんが決まり、またその中で、委員さんの中で、所掌の中で議論をしていただきながら、その計画の位置づけとかそういったもの明確化してきながら計画を策定していきたいというところで今考えておりますので、それをもとに検討委員会、委員の選出については、その旨でご判断、ご理解をしていただきたいというふうに思っております。

○大越委員 けやき大越です。

多分、角田委員は不安に思って、その民営化の話とかがこういう場で議論されていて、結局、じゃあ民営化のための、何ていうんだろう、計画だったのかとなるのが不安でこういうふうにおっしゃっていると思うんですけど。要は今の澤さんのお話をちょっとまとめると、この中では民間の是非は議論しないというところと、あと公立が5園から2園になるとかそういう記述もないというのが、ここで、みんなのこの場で約束されれば、多分、不安ある程度はなくなるのかなと思ったのは私だけでしょうか。

○大澤委員長 公立保育園のあり方を議論するわけではないので、その計画の中に何園を何園にするというふうな記述は、私のイメージで申しわけないんですけども、そういうような記述になるという、公立のそのあり方を検討、そこを議論するわけではないので、そこは考えていないということです、私自身として。

○角田委員 角田です。

今のお話だと何園を何園するという記述をするような計画が出てこないということは、民営化の結論が出るわけではない。

○大澤委員長 民営化の是非をその計画、そこでこの策定委員会の中で議論するつもりはありません。

○角田委員 それはわかりました。

○大澤委員長 民営化の議論以外の説明とか、民営化も何もなくて、民営化できるわけではないので、繰り返しになりますけれども、ガイドラインであったりとか、そういったものをどこかでつくらなければいけないという形になるんですね。今の段階では、まだそこまで整っているわけではない。

ですから、そこをつくった場合には、この運営協議会の中で協議をさせていただきたいというところは、そこでそれは議論させていただきたいと思っております。

○角田委員 民営化についてということですね。

○大澤委員長 そういうことです。

- 角田委員 切り離すということによろしいですか。
- 大澤委員長 あくまでも策定委員会の中で民営化に関する議論を、民営化がいいとか悪いとか、言いがちです、もし民営化をする、しないという議論をするのであれば、多分子ども・子育て会議ですべきものかなと思っています。もしするのであればですよ。今、全然そういうのはないですよ。誤解のあるような言い方して申しわけないですが。
- 角田委員 そういう話になるから、誤解したのであって。
- 本間委員長 1点すみません、確認なんですけれども、民営化の是非について、今回の策定委員会ではやりません。民営化については、運営協議会で議論したいと思っていますということところはわかったんですけど、民営化の是非は運営協議会ではなくて、子ども・子育て会議の場でやるんですか。
- 大澤委員長 それはしないです。訂正します。子ども・子育て会議のところの発言は撤回をさせていただきます。
- 本間委員長 ちょっと確認なんですけれど、民営化の是非は運営協議会で議論すると思っていますいんですか。
- 大澤委員長 民営化のする是非は、何ををもって是非というのかなかなか難しいなと思っているんですけども、市としては民営化をする方針は持っています。それにつきまして今、保護者委員の皆様方にご説明をさせていただきます。当然、民営化をするにつきましては、一定のルールを決めてかなければいけない状況もありますし、最終的には、それに伴う予算というのが出てきます。それらの、あと条例の改正をしなければいけないという形になります。それらが議決がされないといけないということは、一般的な流れとしてはあるかなと思っています。
- ですから、まず私どもとしてはまず、ここにいる運営協議会の委員さんの皆様方に民営化に関して、次のステップに行けるようにお話をさせていただきたいというところが今私どもの考えている考え方でございます。
- 本間委員長 多分あえて避けているんだと思うんですけど、保育計画のビジョンというのはかなり大きな話ですよ。今お話されたのは、民営化を進めるための細かな手続、ステップについてという話ですよ。その間にじゃあ小金井市としての保育の課題を解決するために民営化が必要なかどうなのかという議論があるはずで、それを是非と呼んでいるんですけども。多分それは是非と呼んでいる方が多いと思うんですけど、今のお話はそこをあえて避けていますよね。その是非の議論をどこでやるんですかというのが私のご質

問なんですけど、それはどこでやるんですか。それともやらない。

○大澤委員長　今お話をしているところは、まず一つのポイントなのかなというふうに思っています。こうやって運営協議会の皆様方とお話をしている。例えば、言い方が変で、すみません。例えば、多数決とか住民投票とか、そういうので決めるとかというわけではないと思っていますので、基本的には、ここに、今皆さん方にまずお話をしているところで、ご説明をさせていただいて、ここでご説明をさせていただきながら、ご理解をいただきながら進めさせていただきたいというところが今の考え方です。

○本間委員長　民営化の是非は、今ここで議論していますということですか。

○大澤委員長　民営化をさせていただきたいというふうにご説明させていただいているという形になります。

○本間委員長　民営化の是非をここで協議しているという、そういう認識で合っていますか。

○大澤委員長　市としてまず民営化の方針というのは、繰り返しになって恐縮ですけど、持っているというお話はさせていただいています。それにつきまして、最終的に、どこ、誰が決定権かというところは、非常になかなか難しい部分があるのかなと思っています、その件に関して。

ただ、我々としては、まずこの民営化に関して進めさせていただきたい。それに関して、運営協議会の中でお話をさせていただいて、今回でいくと第Ⅲ期の協議内容に入れさせていただきたいというところが、今考えている、考えているというか、私が考えているところでございます。

○角田委員　角田です。

今のお話は全然、違うと思ひまして、本間委員長がおっしゃっている民営化の是非をどこで協議を行うのかということについての答えではないと思うんですよ。今この場でされていることというのは、本来であれば、民営化が必要なのかどうなのかという検討を、それは時間がかかるでしょうけれど、一からきちんと協議していく必要があるからお尋ねしているのであって、今この場で起こっていることというのは、唐突に市が民営化したいです、3園民営化したいですってことをおっしゃって、でも実際は進めたいんだけど、それについて保護者として民営化の是非について結論が出るような話し合いをしたことがないし、したことがない中で、判断がつかないから、ちょっと余りにも唐突であるから、ちゃんとそれが正しいということを証明してくださいよって言ってきているのが現状であって、それって民営化の是非をきちんと協議するのとは全然違

う話だと思うんですよ。わかりますか。

だから、それをすつとばして保育計画の策定のほうで、もう決まったものとして、2園を前提に、それ以外のトータルの小金井市の保育について方向性を出してくださいというオーダーなのか、そうじゃなくて、今、現実として公立は5園あるから、それをスタート時点として今後、今どういう課題があって、今後どうしていく必要があるのか協議してくださいというのは、全然意味合いが違うんですよ。もうそれは、今まで何人もの委員が言っていると思うんですけど。そこは余りにも大きな違いなので、そこをはっきりしていほしいというお話なんですよ。

これまでの大澤委員長のお話だと、この保育計画策定委員会の中で、民営化の是非の話し合いをしないというふうにはおっしゃっているので、じゃあそれは、この保育計画策定委員会の協議の中で、民営化については論点に上がらないのか。さらに、さんざん、何回も何回も市としては2園にしたいですということをおっしゃっていたのに、何園を何園にするという記載はしないとおっしゃっているので、ますます意味がわからなくなってきているんですよ。

その考え方を示すというふうに平岡さんもおっしゃっていたりするので、そのあたりよくわからない中で、じゃあ、仮に保育計画策定委員会で民営化すべきかどうかという話をしないのであれば、その話はどこでするんですかということなんですけど、どうなんですかね。

その話はどこでもせずに、とにかく公立園2園にして、3園民営化したいから、それに向けて突き進んでいくんだということなのか、どうなのかということが気になるんですけど、どうなんですか。

○大澤委員長 民営化に関しては、市として34年、2園したいという計画ということは、もう繰り返しのようにお話をさせていただいています。それに関しまして、運営協議会の場で民営化に関してまず、いきなり保護者にご説明するという状況ではないと思っておりますので、今こちらのほうでお話しをさせていただいているということです。

あと、保育のほうの検討委員会につきましては、民営化する、しないにかかわらず、我々として保育の質のガイドラインがあったり、そういうものが必要だというふうな形で判断をさせていただきました。

ただ、最終的なその計画がどのような形のまとまりになるのかというところは、すみません。保護者から言われていたのは、保育自体のビジョンを出してくれというよ

うな形で従来から言われてきたのかなと思っています。我々としては、子育ての分野に関する、ビジョンというか方向性というものは持っておりますけども、保育に特化する部分に関しては持っていないというところでお話しをさせていただいたところもあります。

ですから、基本的にはそういったものとか、あと、さまざまな求められているニーズ等もあるというところの中で、そういったものもどのような形で方向性を示していくかというところを、一つの保育の計画というような形で今、考えております。

そこで、今後の策定委員会の中で、もともとの計画をつくるに関して、保育の民営化に関して、民営化に関してそこで民営化をする、しないというものは、その策定委員会の中では、しないというか、分かりませんよと。あくまでも計画を策定していただく。民営化に関して、いい悪いとか、例えば、こういうことにしようとかということに関して、保育の策定委員会の中でそれを取り込むとか、そういうような形では考えていないという形で、すみません、繰り返しの話しになるかもしれませんが、その旨、お話をさせていただきたいということです。

○大島委員 運営協議会についての理解という形で、今のお話として思ったところですが、運営協議会の中では、民営化の是非を問うというところではありません。運営協議会は市として決めた民営化のプランについて、私たちに説明していただく。私たちはそれについて、意見を言う場だと理解しております。

ただ、私たちの意見によっては、そのプランが変更になることはありますし、私たちの意見によっては、そのプランがなくなることもゼロではないと理解しておりますが、それは間違いではないでしょうか。

○大澤委員長 プラン。

○大島委員 はい。今、考えています民営化する計画というものが変更する、私たちの意見によっては内容を変更していく。または、私たちの意見によっては計画自体がなくなるということも可能性はゼロではないという判断で私たちはいるのですが、それは正しい理解でしょうか。

○大澤委員長 まず、民営化をする計画というのがあります。そこに関しては、当初は32年という計画でおりました。それが、昨年、皆様方と話し合いの状況の中で、32年というのは難しいというところで、これが34年というところで、これも一つ計画が変わったということと言えるかなと思っています。今の時点では、まずそこは一つ言えるのかなと思

っています。

ただ、言ったように、民営化をするに当たっても、大変いい方は失礼なんですけれども、やはり募集をしたりとか、引き継ぎをしたりとか、それをぎゅっと縮めるということには、なかなかかなりづらい部分というのはあるかなと思っています。ですので、そういった点では、今の時点では、32年だったのが34年に変更はさせていただきました。今は34年度の民営化に向けて、皆様方とお話をさせていただきたいというふうな形の考え方でおります。

○大島委員　　ですので、市としては民営化を前提とした話をするというのは、私は当然だとは思っている、まあ決まっているわけですから、計画として、当然だと思っております、それに対して、私たちはさまざまな意見を言っていく。その理由も知りたいですし、間違っている可能性があったらそこは指摘していく、それが正しいやり方だとは思ってまして、その内容によっては計画が修正されていく。そういうものがこの場だとは思っております。それが間違っていないというのは、回答いただいたと理解しております。

保育計画に関しましても、同様に市としては、もう2園を前提とした資料を出さざるを得ないと私は考えておりますが、ただ、その場において、もし出したとしても、これは決定事項ではありません。今、検討していることですのでというのも、その中ではしていただけていると思っておりますが、それは間違いないですか。

○大澤委員長　　これから議論をしていくところがありますのでちょっとイメージがつかない部分はあるんですけども。

○大島委員　　ごめんなさい。ちょっと趣旨が、今の質問の趣旨とちょっと違っているかもしれないですけど、私が言いたかったのは、市としては仮に2園という形での保育計画のための資料を出したとします、出すと思うんですが。出すとしても、それはその場で、決まっていることではありませんよというただし書きは、私は必要だと思っているんですね。なぜなら、それは、まだ理解を得れていないという状況というか、そういうのがありまして。何ていうんですか、それを前提として話ほしない。資料としては出しますが、2園は決定していることですよというもと計画をつくるというわけではなくて、それは検討している、まだ進めている段階ですよという形で、断り書きを入れていただくものと私は理解しておりますが。

○大澤委員長　　34年に2園の民営化をしたいというところが、まず一つ計画があります。最終的には、まだ何年に3園目というところはまだ、何年目というのはまだ決まっているわけで

はないです。実際、市としての考え方として、計画としては、

だから、34年には2園民営化をするという市の方針がございます。だから、そういった形の、求められた内容と、要求によりますけれども、内容によってはそのような形はあるのかはちょっと。市としては34年に2園というところは、方針として決定している、考え方として持っているというところは、資料を出すような形になれば、出さざるを得ない部分もあるのかと。

○大越委員 大越です。

多分みんな内容が、ぴんときていないところがあるし、もちろん、さっき大澤さんもお話しされていたとおり、市のほうでもぼんやりされているからこういう、ちょっと着地点のないところに行っているのかなと思うんですけど。世田谷とかのガイドラインを今見ていたら、大項目としては、ガイドライン策定の趣旨、ガイドラインの位置づけ、世田谷区の保育、子どもの権利、職員に求める資質、保育環境、保育内容、あとは、生活と遊びの中の教育とか、食育とか、そういう項目でガイドラインつくっていくという考えでよろしいですか。

○大澤委員長 保育の質のほうの内容ですか。

○大越委員 保育計画策定委員会です。

○大澤委員長 多分、世田谷で言われているのは、保育の質のガイドラインのことをおっしゃっているのだと思うんですけども。

○大越委員 はい。そうです。

○大澤委員長 保育の質のガイドラインは、そういうようなイメージを持っています。

○大越委員 ですよ、だから、今回の策定委員会のほうで、保育園、公立保育園が何園から何園になりますとか、そういう記載は全くないということでもよろしいですよ。それであれば多分、納得はいくんですけど。そういう民営化がどうのこうのとじゃなくて、どういう保育計画というか保育内容にしていくのかというのが、具体化されていくというイメージで合っていますでしょうか。

○大澤委員長 すみません。保育の質の分類でいくと、世田谷みたいに書いてあって、多分レ点みたいな形の。

○大越委員 チェック項目

○大澤委員長 チェック項目みたいなのがありますよね。そういうふうな内容もあるかなと思っていますし、あと、その保育内容に、保育の質に関して、ただ単に言葉をずらずらずら

ずらずらと書いているというのも、ガイドラインともいえるので、二通りの、質のガイドラインとしても、書き方としてはあるかなとは思っています。

ですから、実際はそこに関しては、利用する保育士さんであったりとか、一番どこを高めるためにいいのかというところは、議論をして決めていく形をとっていききたいなと思っています。

○角田委員 けやきの角田です。

だんだんお話も曖昧になってきたので、我々保護者として、今、委員がいろいろな意見を出した中で、お約束をいただきたいという内容を申し上げますと、まず一つは民営化の是非についての協議はどこでもされていないので、この運営協議会で行っていただきたい、それを基本としていただきたいということが一つ。

次が、いろいろおっしゃっていましたが、民営化を前提とした議論はしないということ。あと、それは載せないというふうには何っていますけど、保育計画、完成したものについて、公立保育園は5園から2園にしますというような記載をしない。この3点について担保いただけると我々も判断しやすいのかなと思うんですけど。

○大澤委員長 今この時点で、なかなかこういう計画をつくるに当たって、ご要望という時点ではわかるんですけど、じゃあそこを今ここで担保と言われると、そういう実例というものはないのですが。

○角田委員 角田です。

そうなんです。それもわからないとなると、どういうスタンスで、何を決めていきたい場なのか、全くわからなくなってしまうんですよ。わかります。

今のお話だと、あくまでも市は民営化したいと。それはもうさんざん聞いているから知っているんですけど、この新しく策定する保育計画において、それを前提にするのか、しないのかじゃあ全然大違いなわけですよ。

この運協の場においても、民営化の是非の話はまだできていなくて、市の考えについて、その根拠となる資料を求め続けていくけど出ないという状況をさんざん続けている中で、この保育計画をつくっていくということなので、ということは我々として、その場で勝手に民営化が、民営化を行うものとした計画が出てきてもらっては、約束と違うわけですよ。この運協を始めるときの覚書の中で、運協以外の場で民営化を決定事項とするような進め方をするのは、ちょっと約束と違いますよねというような項目はあったと思うんですけど。それはやっぱり全く話が違うので、そういうことはやめていただき

たいというふうに思うからこれまで聞いてきたわけで。そこについて、何とも言えないとなってしまうと、我々としても委員を出せるかどうかの判断がつかなくなってしまうんですよ。

○大澤委員長 繰り返して申しわけないです。まず、民営化の是非をここで、保育計画の策定で議論は、民営化の是非をそこで議論する計画は、するつもりはありません。ございません。

○大越委員 大越です。

今、角田委員が言った三つの内容、何でしたっけ。ごめんなさい。保育計画策定委員会の議論の中で、民営化を前提としないということと、結論としてつくられるであろう保育計画の中で、公立保育園については今現状で5園あるものを2園にしますという形では載せないということと、あと民営化の是非については、きちんとした協議はどこの協議体でも行われていないので、この運営協議会の場で議論することを基本とするという3点について、求めたいということです。

○角田委員 ありがとうございます。

○大越委員 それをちゃんとお約束いただけるということで、資料として市から出していただけるなら、こちらの運協と会長の中でしっかり話し合っただけメンバーを出したいんですけど、資料として出てこない、ちゃんとお約束いただける資料が出てこないのであれば、それはちょっと話がまた変わってくるので、出せないという形になるんですけども。

○大澤委員長 民営化を前提としないという部分のところですが、議員案とかという形で今まで出されたのも、たしか民営化を前提としないというのは、すみません、うちのほうの設置要綱のところにもあったのかなと思っています。その部分については、民営化の前提をする、しないとか、民営化をする、しないとかにかかわらず、まず、市としてはこの保育計画が策定する必要があるというような形で答弁をしました。

ですから、一応、民営化の計画自体は持っていますけど、一応その時点で民営化に関して、そこでその計画の中で是非を決めるつもりはないです。ただ、ここで、言い方変ですけど、議会でもこういった一定の議論があったもので、ここで、じゃあ民営化を前提としないということで、ここで今求められても、ちょっと我々として、それはうんというのは、12月の議会とかもあった中では、ちょっとここで即答というのは、非常に厳しい、難しいと。今すぐ即答というのは正直難しいというのがお答え、この部分に関しては、言わざるを得ないのかなと思います。

○大越委員 けやき大越です。

そうなる前提が変わってくるので、この保育計画策定委員会でそういう話もあり得るということに捉えられちゃうんですけど、そういうことでしょうか。だから、完全に違うのであれば、その場では議論しないし、公立5園から2園とも記載しないし、という話なのであれば、こちらとしても安心して出せるんですけども。

○大島委員　　すみません。私が横で聞いていて、理解がちょっと違うんですけど。まず、運営協議会自体は、民営化の是非を問うところではありませんとは思って、実はいるんですね。なので、この場で民営化の是非を議論するんじゃなくて、もう市としては民営化の方針を出しました、計画を出しました。それは決定事項です。だから、そこに対して私たちは意見を言って、民営化に対する計画や修正ですとか、必要であればですね、やめるといふことをお願いするといふ。この運営協議会の場で取りやめるとか、そういう違った、今の市として出している方向以外のところに、違う結論に行くといふことは妨げていないといふのは、覚書になるかと思っております。ですので、私たちとしては、計画を変えることはできるというのが、私の理解だと思っております。まず一つ。

○大越委員　　それは委員の議論次第では、結論が変わることもあり得るといふ。

○大島委員　　そうです。それを妨げない、変えるといふ結論を妨げないことが覚書で決定していることの違いだと思っております。

○大越委員　　保育計画策定委員会と運協は違うから、運営協議会の覚書は保護者と市との間で、そういったものの約束事の中で、その中で、この運営協議会以外の場で民営化を進めることになったら、それは約束違反ですよという項目があるんですよ。

民営化関連の話についても書いてあって、民営化の是非について、スタート時点がそれについてだけやるという話でもないけど、結論が出るものを妨げるものでもないんですよ。だから、ここで話してもいいんです。だって、今後の公立保育園のあり方に関わる話だから。

○大島委員　　もちろん、そうなので、民営化についてこちらとして、違えますといふふうに意見を出すのはオーケーで、さらに、この場で、それも違えますねといふ結論に導くことも、それはあり得ますと。

それは、まあ、そういう理解をしています。ただ、市としては、民営化プランは出しています。それは決定事項で出しているのだから、それを、その資料は出さないでくれといふことは、正直それは確約といふのは難しいんじゃないかと私はそう思っています。

○本間委員長　　今、話をしているのは、運営協議会ではなく、今回つくる保育計画策定委員会なので、

そちらで出すかどうかという話なので、どちらかというと運営協議会ではなくて、保育計画策定委員会。新しくできる協議会ですね。

○大越委員 大越です。

そうです。保育計画策定委員会の中で、今、角田委員がおっしゃった、三つの条件を守っていただけるなら、こちらとしては安心して出せるということなんですか。

○本間委員長 そうですね。

○大越委員 そこで議論をしないし、5園から2園に記載するとかということもないというのが出す条件という。

でも、それがないと、加担じゃないですけど、言い方はすみません、悪いんですけど、それに協力したということで、責任が持てないというか、ほかの保護者に対しても、正直合わせる顔がないというか、というのが本音です。

休 憩

○大澤委員長 それでは、再開いたします。

議題の(2)と(4)については、保留とし、継続とします。次に、議題の(3)のアンケートについてを議題とします。

では、説明をよろしく願います。

○高橋委員 では、アンケートについてご説明させていただきます。

今回の時点では、速報という形で提出させていただきました。分析という状況までは、なかなか進んでおりませんのでご容赦いただきたいというふうに思いますけれども、幾つかの項目について、昨年の結果等の比較などについて、少し触れさせていただければと思います。

回収率につきましては前回の会議でご報告したとおりでございますが、前年は46.78%、今回につきましては62.39%ということで、前年度より15.61%ポイント上昇といったところでございます。

市の全体評価につきましては、この間ご指摘をいただいておりますとおり、昨年度のアンケートでは不満足と回答された方々、そのグループが10%を超えたところでございますけれども、今年については10%未満ということで減少してございます。満足ということでご回答された方々、満足群を選択した方の理由については、昨年同様、保育士の園児への対応、保育内容、給食の内容の順に満足されているということで選択された数が多い状況でございます。

一方、不満足群を選択した方の理由につきましては、こちらも昨年同様、一番多かったのは、保育士の人数、施設・設備などという状況になっています。

保育ニーズについてでございますけれども、保育や保育園関係等で市に要望したいことにつきまして過去3年間の状況を見ますと、保育士の欠員をふくめた体制の問題、民営化問題の解決が多数を占める傾向が続いておりまして、次いで待機児童解消、施設面の改善、また病児保育などが続いているという傾向も同様でございます。

以上、なかなか分析まで進んでいない状況でございますが、速報の報告については、この程度とさせていただければと思います。

以上でございます。

○大澤委員長 続いて、資料214の今後の協議のところのアンケートの部分について、概略の説明をお願いします。

○平岡委員 では、214のスケジュールアンケートのところでございます。30年度のアンケートにつきましては、市側としましては今後の活用方法について、記載のような形でやっていければどうかという、ご提案に近いような資料となっております。

一方、次年度のアンケートにつきましては、この間もお願いをしまいましたが、集計等の期間を一定持っていただきたいということなどから、早目のアンケート項目の協議・決定、アンケートの実施をお願いしたいということで、このような入れ方をさせていただいております。

本日の時点では時間の関係もございまして、ある程度余裕を持ったスケジュールでもございますので、今後決定していければというふうに思っております。

以上です。

○大澤委員長 今、今後のアンケートにつきましても早目というご意見もあつたり、何をやっていくかということでは、早く集計を終え、分析もし、それに関して意見交換をしたいというご意見があつたところがあり、翌年度のスケジュールというところも示させていただいたところがございます。

時間の関係上でございますので、こちらのほうの詳細は次回というふうな形で思っておりますけれども、本日の時点で何かご発言をしておきたい委員さんがございましたら、よろしくお願いたします。

○本間委員長 すみません、資料214で、アンケートのスケジュールのところだけ、私から補足をさせていただきんですが、昨年、平成30年度というところでいくと、第Ⅲ期の初めと

たアンケートの結果として導きにくいものとか、ハードルが極めて高いものもございませぬので、そのあたりについても含めて、今後どのような形でこのアンケートを活用して、ゴールまで行くのがいいのかというのは、逆にご意見を保護者委員の方からもいただきたいと思っております。

以上です。

○大島委員　　今のお話ですと、アンケート結果を踏まえて、対応するものは対応、市としてできるものは対応していくと。

○平岡委員　　はい。

○大島委員　　じゃあ、その評価をどのタイミングかに入れてほしいというのが私の要望です。それを評価、アンケートが終わった後にどう反映されて、評価する、その辺を設定いただきたいと。

○平岡委員　　平岡です。

予算が関係するものなどもあるかなと思っておりますので、きょう時間もありますので、具体的なところをもう少し目標にできればと思っておりますが、予算が関係するものということになりますと実現したとしても2年後ということになりますんで、2年で1期の運協で、評価までというのは、ちょっと現実的に難しいなという思いも持っておりますので、そのあたり、どのような形が一番いいかというところをもう少し継続的にできればと思います。

○大島委員　　わかりました。

○大澤委員長　　よろしゅうございますでしょうか。

○羽田委員　　小金井保育園の羽田です。

アンケートを見ていると、結構やっぱり保育士の欠員をふくめた体制の問題というのは、結構すごく多くなっていると思うんですけど、一応、体制が十分でなくても保育士の努力ですとか、何とか頑張ってくれているから、今の保育に支障は出ていないみたいな感じで書いてあるんですけど、市のほうとしては、財政だったり、お金がかけられなくて職員がふやせないということが前提にあると思うんですけど、それについてどう考えているのかと。

あと、たしか、今度の4月から0歳児の枠を減らして、1歳児のほうを1人ふやすということをやっていたと思うんですけど、やっぱりこの小金井保育園の職員体制の表を最後ちょっと見直したときに、やっぱり今、募集があるのが正規職員じゃなくて非常勤

職員だったりとか、任期付きの職員の方がすごく多い、半分以上の方が、小金井保育園でも、働いている方が、その方が多いんですね。やっぱり正規職員は民営化も視野に入れているからとらないのかというのは何か関連があるのかをちょっと聞きたくて。意見なんで教えてほしいんですけども。

○高橋委員 保育課長です。

保育士の確保ということで、財政とかのことはどう捉えているのか、どう考えているのかというご質問、1問目はそういうご質問だったと思います。まず、財政につきましては、ちょっと私から財政ということを使うのもあれなんですけども、なかなか市役所全体として人数を抑えていくということ、採用を抑えていくというようなところもございますので、なかなか難しい面はあります。

保育士の募集について、正規職員の確保といいますか、募集についてということでございますけれども、こちらについては、今は非常勤や任期付きということで募集はしていますが、11月、12月と今回も連続で正規職員の募集のほうをさせていただいておりますので、していないということではないということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○羽田委員 職員を選ぶ人って、保育課の方とか、現状を知っている方が選んでくれるんですか。それとも全然関係ない人事の方が選んでくれている、そういうのはどうなんですか。必要性がわかっている人が選んでくれているという、基準は下げちゃいけないと思うんですけど、保育の質だったりとか、その人が対応できる人なのかという、免許を持っても多分、判断する基準とかはあると思うんですけど、ちゃんとそういう保育の現状だったりとか、今の保育園の先生たちがどう頑張ってくれている中で、というのを、現状を知っている人が選んでくれているのか、全然関係なくて、ただ募集して来た人を見て判断するのかというのは、どうなっているんでしょうか。

○平岡委員 平岡です。

ご心配をいただいているところは、とてもよくわかる場所なんですけど、やはり前提として、公務員の試験であるという前提がどうしてもあります。ですので、やはりスキルであるとか、そういう部分について細かく資格職に対しての試験の設定をするというのではなくて、まず公務員としての一律の、その職層によつての試験の分かれ方になりますので、面接のみの方もいっちゃれば、ペーパー試験から始まって、面接も、最後は市長まで面接を行うパターンもあります。

これについては、私たちも、なかなか実技まで含めてというのが、一つの資格を持ったという条件の中で雇用している関係もありますので、全てにおいてというのは難しいんですけども、面接においては保育側の職員も面接官として、課長職になりますけれども、対応しているというのが状況です。余り、ちょっと試験なので細かいことは申し上げられないんですが、そういうことは行っています。

○本間委員長　すみません、ちょっと7時までという時間の制限があるので、このアンケートについて、中身については、また次回、引き続き質疑をということで、先へ送らせていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

○大澤委員長　じゃあ引き続き、次回につきましても、アンケートにつきましても、自由記述等も含めて次回お話をさせていただいて、一定の質疑等もさせていただき、その後どういうふうなテーマを議論していくか、評価していくかということに対応させていただきたいというふうに思います。

続いて、(5)の当面の課題については、大変恐縮ですけれども、資料をお出ししておりますので、そちらのほうを見ていただいといるところで、こちらのほうも、また次回のほうに、またこちらもあわせてさせていただきたいと思います。先ほど保育課長が述べたとおりの状況で今、来年度の4月に向けて対応しているというところで、ご報告をかねてということで議事をさせていただきたいと思います。

(6)のその他として、議員さんのほうから何かご発言等ございますでしょうか。

○大越委員　すみません、ちょっと簡単になんですけど、前回、写真販売の件がありましたよね。それが保護者からの反響がすごくて、毎日連絡が来るような状態になっていまして。プライバシーのところの問題になっているというふうに前回おっしゃっていたんですけども、プライバシーについては、入園時にみんなちゃんと文書でチェックをして、大丈夫ですというので出しているの、そういうことで対応できないかという意見があったりとか、やめないでほしいという意見がほとんどで。あるので、ちょっとそれについても次回でいいので、またお話いただきたいんですけど。そういうので対応できないか。それが問題なのか、保育士さんの負担が問題なのか、その辺がわからないというか。

○平岡委員　1回休憩させてもらっていいですか。

○大澤委員長　すみません。じゃあ休憩させていただきます。

休　憩

○大澤委員長　それでは、開会いたします。

今、大越委員のご発言につきましては、ちょっと委員長預かりで、私のほうでちょっとお預かりをさせていただいて、今後の取り扱いにつきましては、またご報告等をさせていただきたいと存じます。

ほかにございますでしょうか。

それでは、次回の日程だけ確認させていただきます。

次回の日程につきましては、3月16日の土曜日、また3時半から、こちらのほうで開催をさせていただきたいと思います。

今回、とりあえず実質的には、またアンケートのほうと第Ⅲ期の協議内容等についてを議題とさせていただくという形でいきたいと思います。

長時間、本当に長い間お疲れさまでございました。それぞれ課題として持ち帰ったものにつきましては、お互いに委員長同士で調整をさせていただいて、ご報告をさせていただきたいと思います。

以上をもちまして協議会のほうを終了させていただきたいと思います。

お疲れさまでした。

閉 会